



## 官 報 (号) 外

行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の概要について申し上げますと、

第一に、個人住民税について、平年度三千億円余りの減税を実施することとし、基礎控除等の所得控除の額及び障害者控除等の特別な人的控除の額の引き上げを行うほか、個人年金保険料の別枠控除制度の創設、低所得者層に係る非課税限度額の引き上げ、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整等を行うこととしております。

第二に、法人住民税均等割について、その税率の引き上げを行ふとともに、法人の住民税及び事業税の一部納付後の徵収猶予制度を廃止するほか、自動車税及び軽自動車税について、その税率の調整を行うこととしております。

第三に、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等について、その軽減特例措置等の整理合理化を行うほか、地方税における納稅環境の整備を図るため、官公署への協力要請等に関する規定を設けることとしております。

第四に、地方道路譲与税等の地方譲与税について譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額の変更を行うこととし、また、日本国有鉄道の公害防護設備に係る市町村納付金の非納付措置の適用期限を延長することとしております。

そのほか、所要の規定の整備を図ることとしております。

以上の改正の結果、明年度におきましては、個人住民税の課税最低限の引き上げ等により三千百二十九億円の減収となる一方、法人住民税均等割の税率の引き上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整等により二千七百七十三億円の增收が見込まれ、差し引き三百五十六億円の減収となる見込みであります。

本案は、一月二十八日当委員会に付託され、三月一日田川自治大臣から提案理由の説明を聴取し、三月二十三日質疑に入り、同日質疑を終了した後、日本社会党・護憲共同及び公明党・国民會議

の共同提出の修正案並びに日本共産党・革新共同提出の修正案について、それぞれ趣旨の説明を聽取しました。

次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案はいずれも賛成多数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 討論の通告があります。これを許します。山中末治君。

[山中末治君登壇]

○山中末治君 私は、ただいま議題となつております政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党・護憲共同を代表して、反対の討論を行ふものでございます。(拍手)御承知のごとく、ここ数年来、地方税制の改正は、ます住民負担の軽減、すなわち大型の減税の実施でござります。二つ目には、個人・法人を問わず、さまざまな非課税措置等いわゆる不公平な特別措置を改廃し、税負担の公平を図ることでござります。次いで、法人課税の適正化による安定的な租税收入を確保することでございます。しかしながら、今回の政府案は、市町村における減税補てん財源につきましては、その不足分を冷ややかに放置したまま、地方への法人課税の配分割合も低下させています。なお、個人住民税におきましては、御承知のように低所得者軽視を強めることなど、およそ地方税制改正の今日的な課題と

政府は、昭和五十九年度において住民税の課税最低限を引き上げ、個人住民税約三千百億円の減税を声高に唱えておられますけれども、他方における数々の大衆課税の大幅引き上げ、また中小法人の負担増となります法人住民税均等割の連年引き上げ等あまたの大増税には、さすがのトランペッタも満足がでございます。国民はいち早くこれをキャッチいたしまして、やるせない思いをされ、今まで住民負担の軽減、すなわち大型の減税の実施でござります。

ここで、なぜ長年の懸案でありますところの不公平税制の是正に踏み切らなかつたのか、理解に苦しむところでございます。国民の声に耳を覆い、耳をかさなかつた中曾根内閣の姿勢の悪さは、三千三百の自治体やその住民である国民のありますを灰色にする以外の何物でもないことを政府は深く反省すべきだと考えております。(拍手)巨大な政治権力の前には、自治体や国民は力の弱い存在であるかもしれません。しかし、これらの人々や機関が生きがいを持って一心に働いていくことこそ、我が国の将来が明るく展望されていくのも事実でございます。

そこで申し上げたいことは、今この場にも、ゴルフやゴルフのすぐれた方々が数多くおられると思

います。これらの方々は、弱い者と強い者がともに全力を出し合って競争できるという方法を御存じであります。強い者は強くなりに、そうでない者は

それなりに活躍できるものでございますが、ゴルフもハンディで調節をいたしますように、税制度におきましても弱者にハンディをつけることを忘

れては、それぞれの生きがいをそぐことになります。これは物の道理であります。ゴルフやゴルフ

千九百九十一億円の歳入減であり、昭和六十年におきましてもなおかつ四百九十三億円の減収となつておきまして、これはひとえに国税優先、地方税、なかなか市町村民税軽視の政府の姿勢をそのまま反映したものでござります。そして、その三千百二十九億円の個人住民税減税に対しまし

て、実に五千七百七十億円にも上る大増税案を提出をいたしてまいりました。報道機関をしまして、一月十八日付の紙上で、酒税、物品税などは、それぞれの品目に政治的な圧力団体がついてい、その増税のやり方は、圧力団体に腕力の強さを競争させ、力の弱いところ、すなわち取りやすいところから取るという発想だと言わしめてい、などと、税制改正のビジョンもデザインも全く

でハンディや段位を誇る紳士であられる政治家が作成された法案、この法案でハンディを明確に付していない内容となつてるのは、いかにも惜しい気がいたすわけあります。これはまた、ルールにもとるのではなかろうかとも考えられるわけでありまして、これに気づかれた方こそ真にスボーツマンであり、かつた立派なステーツマンであると私は存じますが、残念ながら……。

次に、法人課税の配分割合の低下であります。法人税を一・三%暫定的に引き上げつゝも、法人県・市町村民税の所得割の税率を引き上げなかつたことから、地方に対する法人課税の配割合は〇・五%低下することとなつております。これもまた地方税軽視でございます。また、法人税均等割の一・五倍引き上げによりましてこれを補つたとするが、税制の異なるもので補うやり方は本末転倒でもあり、かつ農林水産業等を初めとする中小法人について過重な負担でございます。

さて最後に、地方税収入の安定的確保を図るために、法人課税については抜本的な改革を行うことが不可欠であると存じます。そのためにはまず第一に、法人事業税の課税のあり方について、資本等の金額が一億円以上の法人で普通法人を対象としてこれを外形標準課税に転換する必要があると考え、我が党は公明党・国民会議との共同提案で、本法案に対する修正提案をいたしてまいりました。緊急にして、かつ重要なこの課題に政府当局は高い関心を示しながらも実現されなかつたのはまことに残念でございます。

○議長(福永健司君) 山中君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○山中末治君(続) 他にも言及すべき問題が多くありますが、時間の関係上概要のみを申し上げます。国民軽視及び地方税財政軽視の政府案に対しまして、住民と地方自治とその財政重視の立場から反対討論を行いました。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

でハンディや段位を誇る紳士であられる政治家が

きました。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 採決いたしました。(拍手)

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多數。よつて、本案は

日程第三 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日程第四 物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第五 石油税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第六 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第七 物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第八 石油税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第九 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第十 物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第十一 石油税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第十二 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第十三 物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第十四 石油税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

が、まず、酒税法の一部改正について申し上げますと、物価水準の上昇等に伴い酒税の負担水準が低下していること等に顧み、従量税率をビル及びウイキー類特級について一九・五%程度引き上げることを基本とし、その他の酒類については、最近における消費及び生産の態様等を考慮して引き上げ幅につき所要の調整を行い、それぞれ一四・八%から三四・五%程度引き上げることとするとほか、制度の整備合理化のため、所要の措置を講ずることとしております。

なお、この税率の引き上げは本年五月一日から実施することとされ、昭和五十九年度において約三千二百億円の増収が見込まれております。

次いで、清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正について申し上げますと、清酒製造業におきましては、昭和五十九年度から昭和六十四年度を目標年度とする第四次近代化計画の実施を予定し、経営基盤の一層の安定に努めることとしておりましたが、今回このような清酒製造業の自助努力を実効あらしめるため、日本酒造組合中央会の事業範囲の拡大等を図ることとしております。次に、物品税法の一部を改正する法律案であります。が、最近における消費の実態及び課税物品相互間の負担の権衡等に顧み、録音・録画用磁気テープ、ビデオディスクプレーヤー等の物品について、所要の経過措置を講じた上、新たに課税対象に加えるとともに、小型乗用車及びカーカーラー等の税率を一%、軽乗用車及びライトバン等の税率を〇・五%，それぞれ引き上げることとされるほか、所要の措置を講ずることとしております。

なお、税率の引き上げは原則として本年五一月から、課税対象の追加は本年十月または六十一月十日から実施することとされ、昭和五十九年度において約三百四十億円の増収が見込まれております。

最後に、石油税法の一部を改正する法律案であります。石油税法につきましては、一般会計を通じ石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に繰り入れられ、石油及び石油代替エネ

リギー対策の財源となつておりますが、昨年三月の原油価格の低下等に伴い大幅な減少を来していく一方、今後とも財源の安定的確保が要請されるところであります。

このような状況等に顧み、原油等に対する税率を現行の三・五%から一・二%引き上げて四・七%とするほか、いわゆるLNG等の液化ガスを含むガス炭化水素を課税対象に追加し、その税率を一・二%とするほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

なお、この税率の引き上げ及び課税対象の追加は本年九月一日から実施することとされ、昭和五十九年度において約六百七十億円の増収が見込まれております。

以上の三法律案につきましては、去る二月二十九日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、以来慎重に審査を行い、特に酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について参考人の意見を聴取いたしましたが、それらの詳細は会議録に譲ることとしたま

たところであります。

かくして、去る二十一日質疑を終了し、昨二十六日討論を行い、順次採決いたしましたところ、三法律案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。沢田広君。

〔沢田広君登壇〕

○沢田広君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました酒税、物品税、石油税三法案について、反対の立場から討論を行なうものであります。

そもそもこれらの増税は、公約のままで違反であるばかりでなく、全く必要のない弱い者いじめの増税であります。一步譲ったとしても、去る減税小委員会で国債によらないと申し合わせたことを理由としているが、増税対象が根本的に誤っていることを指摘しておかなければならぬと思います。

「入るをはかつて出るを制す」、一般的には暮らし、財政の常識であります。歳入を大切にしない傾向は極めて危険であります。高度成長のようないときはそれでもよかつたかもしれません。しかし、歳入をおろそかにしたため安易な借金に依存をして今日の百二十兆円にも及ぶことになり、赤字はどうにもならなくなつたことが証明をいたしております。まさに「シカを見て山を見ず」というのがこの実態であります。

借金にはそれだけの理由はあるかもしれません。言つてならば、結局は泥棒にも三分の理屈の論理の範囲を出るものではないと言われるであります。(拍手)

当時も今日も国の財政は「出るをはかり入るをはかる」と言つてきました。入ること、すなわち財源をつくることを怠り放置した結果であります。財政の原則は、次に説法ではありませんけれども、最小の経費で最大の効果を上げることに努めることであります。大企業のためにあるいは選挙を有利にするためにと思われる自民党本位の理不尽な政策がとられてきたこと、またとられようとすることを許されるものではありません。

大きな増税、小さな減税、弱い者いじめの諸施策、湿つた景気、雇用、国民はいら立ちと暮らしの困窮を訴えているのが現状ではありませんか。政府・自民党には聞こえませんか、この訴えが、この声が。重税に対する不信感は一層募るばかり

であり、重圧感、不信感、不公平感に政治不信を増大させるばかりであります。結果的には、民主主義そのものの危機を招くことになります。この意味からも、平和への志向、国民生活の充実は極めて重要であります。税務調査がもしスピード違反の取り締まりのようだ連が悪かったとの声になつたとき、いや、なりつある今日、税に対する権威を失い、信頼をなくし、ただ苛烈誅求の悪政しか残らないことになるであります。

以上、歳入の重要性、歳出の慎重性を求めたのあります。

法案について、若干反対の趣旨を明らかにしておきたいと思います。

物品税は大型、中型、小型と……(発言する者あり)物を言うなら、こつちへ来て言え。それぞれの場所で言明しておりますが、大型はやらな、中型比率は是正する、小型なら、中型ならと、言つて。しかし、だんだん肥大化して、性格も質も量もふえて、当初のものは猫變じてトラになり、日常生活必需品に拡大されて、それでもなお小型、中型だと厚かましくうそびいて中曾根内閣の本質を感じさせるものがあるであります。國民もまた、その危険を肌で感じてゐるのであります。

今までにも、武器の輸出に、増税なき再建に、核の持ち込みに、「初めは処女のごとく終わりは脱兎のごとし」と言います。軍拡から一転して教育にと、その本体を保護色的に変えていく、まさに風見鶏的才能を持つておられるものと存じます。しかし國民は見抜いております。だから伯仲国会をつくつたのであります。現在は裏切られておりります。それがだれであるか、御承知のとおりであります。

また、酒は勤労大衆の労働の泉であり、今日の経済成長をなし遂げた大きな要因の一つでもあります。

また、酒は勤労大衆の労働の泉であり、今日の経済成長をなし遂げた大きな要因の一つでもあります。

う。つらい仕事の中に心を、体をいやす、そして

また、あすに精いっぱいの働いた結果ではないでしょうか。今回の増税分三千五百億円、余りにも

ひどいではありませんか。

特級、一級、二級の級別のは正検討、中小の醸造業者の健全化、品質の管理、販売方法、大衆的

ビール、従量、従価の見直し検討、改善すべき点は多いのであります。弱い者いじめの悪税であることに変わりありません。せつかくの減税もこれ

からの増税でマイナスになつてしまふことになります。生きた減税にならないのであります。まさに羊頭を掲げて狗肉を売るという新法であると言ひ得ましよう。

今日の酒の消費量は実に八百万キロリットーになり、五年前は六百五十四万キロリットー、この間四十六万キロリットー、一二%もふえている

升瓶で十本飲むことになります。健康への配慮も必要な問題として十分な配慮が必要になっております。各家庭でいいますと毎月一斗、一升瓶で十本飲むことになります。

必要な問題として十分な配慮が必要になっております。ビールは今や大衆化をし、日常生活品となつております。西欧型に近づいているのが実情であります。その半分が税金だと聞くと、泡が原価で中身は税金と、迷いと怒りを感じることあります。

ほかに財源はないのだろうか。ノーでありますれば大変な負担となるのであります。

りましよう。(拍手)一瓶で二十五円、ちらも積も

りましよう。(拍手)一瓶で二十五円、ちらも積も

りましよう。(拍手)一瓶で二十五円、ちらも積も

りましよう。(拍手)一瓶で二十五円、ちらも積も

りましよう。(拍手)一瓶で二十五円、ちらも積も

りましよう。(拍手)一瓶で二十五円、ちらも積も

冒頭に提出してきた政府の姿勢は提出権の乱用であり、断じて許されるものではありません。

(拍手)関税など日切れ法案がつかえているから早く成立させなければならぬなどと全く手前勝手

な論理を展開していることは、まことにけしからぬものだと思います。

物税、酒税、石油税増税とかけて何と解くかと聞きました。泥棒猫と解いたとそう言うであります。

ひどいではありませんか。

この審議に当たつて、我が党を初め各野党から多くの貴重な提言がありました。政府はついに何もそれを取り入れるところもなく多数で押し切つたのであります。多くの國民の皆さんとともに、引き下げのために今後も努力しなければならない決意を新たにするものであります。

國民の顔を逆なでするようなこの種の提案は断じて承認できないことを申し添え、三法反対の討論といたします。各位の御賛成を切に願うものであります。(拍手)

御承知のように、政府は、今年度の税制改正におきまして、国民各層の強い期待にこたえ、初年

に三兆円にも及ぶ交際費、六億人にも及ぶマル優預金、十九兆円にも及ぶ各種準備金、それぞれ

一〇%としても三兆円近い財源は生まれるのです。ただ取らないだけであります。石油税に

度八千七百億円に上る所得税の大額減税を行つてあります。それでも、備蓄を名目としつつ石油、LPGガスなど新たな課税をするものであり、結局は國民大衆に押しつけられるものであります。

これら三税は、いずれも実施時期が九月、十月、早くも五月であります。なぜ急ぐのであります

なく、財政の改革を強力に推進しその対応力を回

復することは、緊急かつ重要な政策課題となつてゐるのです。したがって、所得税減税によつて財政状況をこれ以上悪化させないことが肝要でありまして、減税財源を赤字公債の発行によつて求めることは避けなければなりません。

そこで、政府は、減税額に相応する規模の増収措置を消費課税の社会経済情勢の変化に則応した見直し及び企業課税の負担水準の引き上げにより行おうといたとしておるのであります。今回の政府の措置は、現下の厳しい財政事情から見ますと時宜に適する措置と認められるのであります。(拍手)今回の酒税、物品税の増税は、このような税制改正の一環として行われるものであります。まず、酒税につきましては、物価水準の上昇等に伴い、その負担水準が低下してきてることなどから、従量税率の引き上げ等を行つこととしたものであります。しかし、その負担水準が低下してきてることなどから、従量税率の引き上げ幅を大きくすることを基本方針とし、各酒類の消費及び生産の態様に配意して引き上げ幅に必要な調整がなされております。近年、所得水準の上昇、平準化等を背景に酒類が多様化、均質化してきていることを考えますと、酒類間及び級別間の税負担格差の縮小を図らうとする今回の改正案は適切なものと認められます。(拍手)

また、清酒製造業におきましては第四次近代化計画の実施を予定し、経営基盤の一層の安定に努めることとしておりますが、このように清酒製造業の自助努力を実効あらしめるため、今回、清酒製造業の安定に関する特別措置法を改正し日本酒組合中央会の事業範囲の拡大を図ることは、まさに時に時宜を得たものと認められます。

次に、物品税について、最近における消費の実態及び課税物品相互間の負担の権衡等にかんがみ、課税対象の追加及び税率の引き上げ等を行うこととしたものであり、税負担の適正化などの見

復することは、緊急かつ重要な政策課題となつてゐるのです。したがって、所得税減税によつて財政状況をこれ以上悪化させないことが肝要でありまして、減税財源を赤字公債の発行によつて求めることは避けなければなりません。

そこで、政府は、減税額に相応する規模の増収措置を消費課税の社会経済情勢の変化に則応した見直し及び企業課税の負担水準の引き上げにより行おうといたとしておるのであります。今回の政

府の措置は、現下の厳しい財政事情から見ますと時宜に適する措置と認められるのであります。(拍手)今回の酒税、物品税の増税は、このように追加するものであります。これは、現下の厳しい財政事情のもとで石油及び石油代替エネルギー等の液化ガスを含むガス状炭化水素を課税対象に追加するものであります。また、物品税の基本的な対策の歳出内容を厳しく見直した上で、同対策の財源の安定的な確保を図るために措置であり、エネルギー対策の必要性や昨年三月の原油価格の低下等に伴い大幅な税収の減少を来していることを考えますと、やむを得ない措置として許されるものと考えます。

以上により、三案に対し私は全面的な賛成の意を表明いたし、賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(福永健司君) 矢追秀彦君。

[矢追秀彦君登壇]

○矢追秀彦君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました酒税法、物品税法及び石油税法のそれぞれを一部改正する法律案に對し、反対の討論を行うものであります。(拍手)大体、一つの内閣で実行できる大きな政治課題はせいぜい一つぐらい、すなわち、講和条約締結、日ソ復交、所得倍増計画、沖縄返還、日中平和友好条約締結などに限定されてきたことは歴史的物語るところであります。

中曾根内閣は、「行政改革」「増税なき財政再建」を公約に掲げ、特行政改めについて大変な意気込みがありました。しかし、その意気込みはどこへやら、現状はすべておさなりで、ほとんど骨抜きになってしまったことがあります。「増税なき財政再建」の公約は完全に無視され、本三法律案に見られることなく、増税路線をひた走りに走らうとしています。このように、最重要公約の実行に全力投

に次々と線香花火のごとく重要なテーマを打ち上げるに至つては、結局はアブハチ取らず、何もできなかつた内閣として後世に汚点を残すであろうことを私は率直に申し上げたい。特に私は、本院当選以来はもとより、十八年にわたる参議院時代より、総理の政治行動をじつと見てきた一員として、現在の中曾根内閣の政治姿勢に猛省を促すものであります。(拍手)

さて、間接税三税の増税は、公共料金の軒並み値上げとともに物価を押し上げることは必至であります。さらに法人税増税が加わると、せっかく上向きつある景気回復に水を差し、特に中小零細企業に大きな影響を与えるばかりか、国民大衆に対しても大きな負担を強いるものであります。

しかも、所得税減税は少なく、それと引きかえに大幅増税をやろうとする態度は断じて許すわけにはまいりません。(拍手)今からでも遅くありません。速やかに三法案を撤回されることを強く要求するものであります。(拍手)

以下、反対の理由を具体的に申し上げます。

第一に、酒税の増税についてであります。

酒税の増税は五十一年度以来ほぼ三年ごとに行われており、取りやすいところから取るという政府の増税パターンの典型でもあります。しかも、その内容も、しょうちゅう、ワイン、ウイスキー二級など近年売れ行きの好調なものにねらいをつけ、ビールには特に高負担を突出させるなど酒税間の増税格差も際立つております。大蔵省の所得階級別負担表によれば、家計の実収入に対する酒税の負担割合は、所得の低い層が高く、所得の高い層ほど低く、いわゆる逆進性が顕著であります。これは明らかに大衆課税の強化であり、国民の生活実態を無視しております。

また、今回の増税は、製造、販売を問わず業界全体の活力をそぐものであり到底認められません。これは明らかに大衆課税の強化であり、国民の生活実態を無視しております。

また今回増税は、製造、販売を問わず業界全体の活力をそぐものであり到底認められません。これは明らかに大衆課税の強化であり、国民の生活実態を無視しております。

には、強い憤りを覚えるものであります。(拍手)以上の理由から、酒税増税に強く反対せざるを得ません。

第二に、物品税についてであります。

物品税は、これまで奢侈品課税、生活必需品非課税物品についておりましたが、今回の増税により、自動車の税率は奢侈品である宝石類のそれが上回り、生活必需品にも課税がますます強化される傾向にあります。また、物品税の基本的な性格は余りにもあいまいであります。課税基準や税率のあり方も、全く無原則、不明確であります。

さらに、政府税調は、物品税について新規に開発された物品を積極的に課税対象に取り入れていくと言つており、この方向は、国民の間に多く利用されるものすべてから税金を振り取ろうとする以外の何物でもありません。そして、行き着くところは、一般消費税のごとき大型間接税導入といふ事態にもなりかねません。こういった物品税の大衆課税の強化路線には断固反対であります。

(拍手)

第三に、石油税についてであります。

石油税の増税は、この税制度を従価税制としたことによって石油値上がりがもたらした税収の落ち込みを穴埋めするための措置であります。石油税創設当時我々の反対を押し切つて従価税制を強行したのは、ほかでもない政府・自民党であります。したがつて政府は、石油税についてはず不得明を反省するとともに、他の石油関係税もあわせて抜本的な見直しから着手するのが本筋であります。

特に、安易な増税を行う前に、原油の需給見直し、備蓄率の洗い直しを初め、エネルギー対策の再検討を行い、将来展望を明確にすることを優先させるべきであります。石油ガスなどを新たに課税対象に加えることは、エネルギーコストの上昇による物価上昇をもたらすものであり容認できません。

以上、主な反対の理由を申し上げましたが、私

は最後に、総理の大型間接税を導入しないという公約を明言されるならば、そのあかしとして、速やかに「増税なき財政再建」の処方せんを国民の前に明確にされるよう強く要求し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 三案を一括して採決いたしました。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
○議長(福永健司君) 日程第六、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。通信委員長志賀節君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[志賀節君登壇]

○志賀節君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

その内容は、普通契約のうち、訪問集金は六百八十円、口座振替は六百三十円、カラー契約のうち、訪問集金は一千四十円、口座振替は九百九十九円に、ただし沖縄県については、特例措置としてそれぞれ百四十円低い料金に改定することにしております。

これらの改定により、受信料収入は三千二百三十七億二千万円となり、これにその他の収入を含め、事業収入の合計は三千三百三十六億一千万円となっております。

これに対して事業支出は三千百四十九億円であり、その結果、事業収支差金は百八十七億一千万円を予定しております。この事業収支差金については、このうち八十億九千万円を債務償還及び国際放送の受信改善のため資本収入に計上し、残り百六億二千万円を翌年度以降の收支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることとしております。

また、資本収支は収入支出とも五百四十九億九千万円を予定しており、このうち衛星放送施設の整備、国際放送の受信改善のための整備などの建設費として四百四十億円を計上しております。

次に、事業計画は、その主なものを挙げますと、難視聴解消を主目的とする衛星放送を開始すること、受信料負担の公平化を期するため新料金体系の定着及び受信契約の増加と確実な収納に努めること、国際放送時間の拡充及び一層の受信改善を図ること、業務全般にわたる見直しによる要員

ます、収支予算について申し上げます。

受信料の月額については、協会の最近の経営状況及び今後の見通し等にかんがみ、財政基盤の安定を図るためにこれを改定することにしております。

今回、従来の普通契約及びカラー契約について、それぞれ新たに訪問集金及び口座振替の支払区分に応じた受信料体系を設定し、口座振替については訪問集金より五十円割り引くことにし、

その内容は、普通契約のうち、訪問集金は六百八十円、口座振替は六百三十円、カラー契約のうち、訪問集金は一千四十円、口座振替は九百九十九円に、ただし沖縄県については、特例措置としてそれぞれ百四十円低い料金に改定することにしております。

これに対する改定により、受信料収入は三千二百三十七億二千万円となり、これにその他の収入を含め、事業収入の合計は三千三百三十六億一千万円となっています。

これに対して事業支出は三千百四十九億円であり、その結果、事業収支差金は百八十七億一千万円を予定しております。この事業収支差金については、このうち八十億九千万円を債務償還及び国際放送の受信改善のため資本収入に計上し、残り百六億二千万円を翌年度以降の收支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることとしております。

また、資本収支は収入支出とも五百四十九億九千万円を予定しており、このうち衛星放送施設の整備、国際放送の受信改善のための整備などの建設費として四百四十億円を計上しております。

次に、事業計画は、その主なものを挙げますと、難視聴解消を主目的とする衛星放送を開始すること、受信料負担の公平化を期するため新料金体系の定着及び受信契約の増加と確実な収納に努めること、国際放送時間の拡充及び一層の受信改善を図ること、業務全般にわたる見直しによる要員

効率化の推進と経費の節減を図ること等として、これら実施に当たっては、極力合理的、効率的運営に努力することとしております。

なお、本件には、協会の昭和五十九年度収支予算等は「おおむね適切なものと認める」との郵政大臣の意見が付されております。

本件は、去る二月二十一日通信委員会に付託され、委員会においては、三月二十三日奥田郵政大臣から提案理由の説明を、また、日本放送協会当局からも説明を聴取した後、質疑入り、昨二十六日質疑を終了、討論もなく採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 竹下 登君  
郵政大臣 奥田 敬和君  
自治大臣 田川 誠一君

國務大臣 鈴木佐近四郎君

#### ○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

私は、来る三月二十三日(金)午後八時二十十分空港出発、三月二十六日(月)午後八時二十分同空港着帰国の予定で、中華人民共和国を訪問いたしますので、御通知いたします。

(政府委員退任)

一、去る十六日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、第百一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る十六日、福永議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵大臣 官房審議官 田中 泰助

(政府委員任命)

一、去る十六日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、十六日議長において承認した田中泰助を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

大蔵大臣 官房審議官 田中 泰助

(政府委員任命)

一、去る十六日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、十六日議長において承認した田中泰助を、同日第百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

大蔵大臣 官房審議官 田中 泰助

(理事補欠選任)

一、去る十三日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事	岡田 利春君	(理事岡田利春君去る十 日委員辞任につきその補欠)
理事	川俣健二郎君	(理事川俣健二郎君去る十 日委員辞任につきその補欠)
理事	二見 伸明君	(理事二見伸明君去る十 日委員辞任につきその補欠)
理事	大内 啓伍君	(理事大内啓伍君去る十 日委員辞任につきその補欠)
法務委員		(常任委員辞任及び補欠選任)
商工委員	小澤 克介君	小澤 克介君
社会労働委員	清水 勇君	清水 勇君
商工委員	正木 良明君	正木 良明君
社会労働委員	宇野 宗祐君	宇野 宗祐君
商工委員	岸田 加藤	岸田 加藤
社会労働委員	高村 文武君	高村 文武君
商工委員	仲村 正彦君	仲村 正彦君
社会労働委員	野上 順治君	野上 順治君
商工委員	原田昇左右君	原田昇左右君
社会労働委員	深谷 隆司君	深谷 隆司君
商工委員	甘利 明君	甘利 明君
社会労働委員	山口 敏夫君	山口 敏夫君
商工委員	松本 善明君	松本 善明君
社会労働委員	梅田 弘毅君	梅田 弘毅君
商工委員	中馬 勝君	中馬 勝君
社会労働委員	梅田 勝君	梅田 勝君
商工委員	山口 敏夫君	山口 敏夫君
社会労働委員	松本 善明君	松本 善明君
商工委員	岡田 幹生君	岡田 幹生君
予算委員	金子 一平君	金子 一平君
運輸委員	補欠	補欠
商工委員	中馬 弘毅君	中馬 弘毅君
社会労働委員	山口 勝君	山口 勝君
商工委員	梅田 勝君	梅田 勝君
社会労働委員	松本 善明君	松本 善明君
商工委員	岡田 幹生君	岡田 幹生君
社会労働委員	金子 一平君	金子 一平君

<p><b>理事</b> 岡田 利春君（理事岡田利春君去る十 日委員辞任につきその補欠）</p>
<p><b>理事</b> 川俣健二郎君（理事川俣健二郎君去る十 日委員辞任につきその補欠）</p>
<p><b>理事</b> 二見 伸明君（理事二見伸明君去る十 日委員辞任につきその補欠）</p>
<p><b>理事</b> 大内 啓伍君（理事大内啓伍君去る十 日委員辞任につきその補欠）</p>
<p>（常任委員辞任及び補欠選任）</p>
<p>一、 去る十三日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>

田中 上西 鈴切 伊藤



特に降雪が長期間にわたつたため、各地方公共団体では早朝三時より除雪に取り組むところが多かつたが、除雪経費は平年に比べ膨大な額になり、地方公共団体財政を著しく圧迫している。

また、長期にわたるチーン車の運行と庄雪によるアイス盤を除去するため、道路の破損が著しく、融雪後における道路補修の経費は地方公共団体の頭痛の種である。

加えて五十六年豪雪による森林災害は、三年計画でようやくその復旧がなされているが、今次五十九年豪雪により、さらに倒伏木による被害が懸念されている。

以上の実態を踏まえて、五十九年異常豪雪対策について以下五点を質問する。

一 県が管理する県道並びに国道除雪費につき、国庫補助金の大幅増額が必要であると考えるが、この対策はどうか。

二 市町村道路除雪費について、五十二年豪雪、五十六年豪雪には臨時特別措置により、おのおの予備費取りくずして二十億円、四十一億円の支出がなされているが、今次五十九年異常豪雪にも同様の予備費支出をもつて助成を行うべきであると考えるが、どうか。

三 また、五十二年豪雪に際して、市町村除雪費の平年度を上回る分については、国の特別措置による助成を差し引いた残り分は特別交付税の増額によりカバーするみちが開かれた。

今次豪雪も同様措置により、特別交付税の大幅増額配分を行うべきであると考えるが、対策はどうか。

四 融雪後の道路補修並びにガードレール補修等の安全施設の対策はどうか。

五 今次豪雪では、雪の質と寒気が厳しかった関係から折損木の被害は余り多くないが、倒伏木

の被害は大きいと思われる。この対策はどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇一第四号  
昭和五十九年三月二十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員辻一彦君提出昭和五十八年十二月中旬から五十九年二月にかけての異常豪雪対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕

衆議院議員辻一彦君提出昭和五十八年十二月中旬から五十九年二月にかけての異常豪雪対策に関する質問に対する答弁書

昭和五十八年十二月にかけての異常豪雪対策について

昭和五十八年度において、府県知事が管理する一般国道及び道府県が管理する道府県道の国庫補助対象の除雪費については、事業費で約六十二億円の追加を行うこととした。

二について

昭和五十八年度においても、昭和五十一年度及び昭和五十五年度において実施されたのと同じ臨時特別措置として、予備費をもつて、市町村道除雪費に対し、補助を行うこととした。

三について

今次豪雪により除雪経費が多額に上る地方公共団体については、普通交付税措置額、降積雪量等を勘案して特別交付税百八十億円を措置した。

四について

融雪後の道路補修及びガードレール補修等について

については、それぞれの道路の道路管理者が、道路交通の安全確保及び道路の保全の観点から、

適切な処置を講ずるよう指導してまいりたい。

五について

今次豪雪に係る森林被害については、地方公共団体等の協力を得て被害状況の早期把握に努め、その被害の態様に応じて、造林補助事業の実施、林業改善資金の貸付け等により、復旧対策に万全を期してまいりたい。

右答弁する。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

右

昭和五十九年一月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国会に提出する。

内閣総理大臣 中曾根康弘

内閣総理大臣 中曾根康弘

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

右

昭和五十九年一月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

内閣総理大臣 中曾根康弘

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

右

昭和五十九年二月二十七日 衆議院会議録第十一号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

三七六

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下「新奄美法」という。)別表の規定の適用については、当分の間、同表港湾の項及び漁港の項中「十分の九・五」とあるのは、「十分の十」とする。

3 新奄美法第二条第一項に規定する振興開発計画が決定されるまでの間に、昭和五十九年度の予算に係る國の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を同項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に奄美群島振興開発基金の役員として在職する者の任期については、新奄美法第十条の二第十四項の規定にかかるわざ、なお從前の例による。

5 第二条の規定による改正後的小笠原諸島振興特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第五条第一項に規定する振興実施計画(次項において「振興実施計画」という。)で昭和五十九年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による新小笠原法第三条第一項に規定する振興計画(次項において「振興計画」という。)の変更の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の規定により振興実施計画が認可されるまでの間に、昭和五十九年度の予算に係る國の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決

定したものについては、当該事業を振興計画に用する。

#### 理由

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発又は振興を開拓するため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の有効期限を延長するとともに、奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島振興計画の改定を行い、これらに基づく事業を推進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 議案の要旨及び目的

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の有効期限を五箇年間延長すること等とするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

(一) この法律の有効期限を昭和六十四年三月三十一日までとする。

(二) 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正の期間を昭和五十九年三月三十一日までとする。

(三) 奄美群島振興開発基金について、役員の任期を二年とするとともに、内閣総理大臣の意見を付けるものとする。

(四) その他所要の規定の整備を行う。

2 小笠原諸島振興特別措置法の一部改正

(一) この法律の有効期限を昭和六十四年三月三十一日までとする。

(二) 小笠原諸島振興計画の計画期間を現行法の五箇年から十箇年に延長する。

(三) その他所要の規定の整備を行う。

(四) この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 二 議案の可決理由

本案は、奄美群島及び小笠原諸島をめぐる自然的・社会的諸条件の特殊事情にかんがみ、本土との格差の是正及び国土の均衡ある利用の促進をするための措置として、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度一般会計予算(国土庁所管)に二百九十九億一千九百五十四万五千円が計上されている。

#### 三 奄美群島及び小笠原諸島の住民生活の安定、向上のため、医療施設及び医療従事者の拡充、文教施設、児童福祉施設、老人福祉施設、下水道施設等の整備促進、気象観測体制の充実に努めること。

四 硫黄島に対する帰島及び開発問題については、関係者の意向を参考するよう努めるとともに、速やかに結論を出し、所要の対策を講ずるよう配慮すること。

#### 三 奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

衆議院議長 福永 健司 殿

建設委員長 浜田 幸一

右

地方税法等の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

昭和五十九年二月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

期すべきである。

一 奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島振興計画の改定にあたっては、地元市町村の意向を十分に尊重するとともに、今後も各事業量の確保及び補助率、補助単価、補助採択基準等について、市町村の財政状況、当該市町村の就労構造にかんがみ、特段の配慮をはらうこと。

二 奄美群島における産業の振興に資するため、農業技術研究施設、観光施設、島内道路整備、大島袖産業育成策等について、特段の配慮をはらうとともに、奄美群島振興開発基金の拡充に努めること。

三 また、小笠原諸島における産業の振興に資するため、農業施設、観光施設の整備及び本土との交通機関の整備等について特段の配慮をはらうこと。

四 一方、内閣総理大臣は、本法の施行にあたり、次の事項について

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について









くは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動が有つたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。(が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)を加える。

第六百八十九条第一項中「隠べいし」を「闇べいし」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基りいて」に、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「よる」に、「因り」を「より」に改める。

第六百九十九条の十四第五項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第二項」に改める。

第六百九十九条の二十一第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「当該修正申告により増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額(以下本項において「対象不足税額等」という。)」に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る自動車取得税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正によつて不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該自動車取得税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は修正に係る不服申立て若しくは訴えについての更正

決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。」を計算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれかが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。

第六百九十九条の二十二第一項中「道府県知事は」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

〔第百零一条の三十三第一項（但書）〕の「(一)」  
下本項において同じ。」を加え、「誤を「誤り」に  
改め、「不足金額」の下に「(以)下本項において  
「対象不足金額」という。」を「計算した金額」の  
下に「(当該対象不足金額(当該更正前にその更  
正に係る軽油引取税について更正があつた場合合  
においては、その更正による不足金額の合計額  
(当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標  
準量又は税額に誤りがあつたことについて正相当  
な理由があると認められたときは、その更正に  
よる不足金額を控除した金額とし、当該軽油引  
取税についてその納入すべき金額若しくは納付  
すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不  
服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若  
しくは判決による原処分の異動があつたとき  
は、これらにより減少した部分の金額に相当す  
る金額を控除した金額とする。)を加算した金額  
とする。)が申告書の提出期限までにその提出が  
あつた場合における当該申告書に係る税額に相  
当する金額と五十万円とのいすれか多い金額を  
超えるときは、当該超える部分に相当する金額  
(当該対象不足金額が当該超える部分に相当す  
る金額に満たないときは、当該対象不足金額  
に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算

した金額とする。」を加える。  
第七百条の三十四第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「道府県知事は」の下に「政令で定めるところにより」と加える。  
第七百一条の十二第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」と「誤り」に改め、「不足金額」の下に「(以下本項において「対象不足金額」という。)」を、「計算した金額の下に「(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。  
第七百一条の十三第一項中「基いて」を「基づいて」に、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に改める。  
第七百一条の五十第六項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三(第三項)」に改める。  
第七百一条の六十一第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「当該修正申告により増加した税額」を「当該修正申告書について増加した税額(以下本項において「対象不足税額等」という。)」に改め、「計算した金額」の下

に「(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る事業所税について更正又は修正申告の提出があつた場合正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正當な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正當な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額として若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする)」を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。

昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三八

による不足金額を控除した金額とし、当該水利地盤税等についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不取立で若しくは新

いした、「田う」を「かう」に、「基いて」を「基ひて」にして、「同条同項」を「政令で定ある」ところにより、「同項」を「因る」を「よる」に改める。

号)による改正前の租税特別措置法第四十一条の三の規定の例」に改める。  
附則第十条の次に次の一条を加える。

えについての決定、裁決若しくは判決による原

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)」を加える。

「百七十五万円」に、「九十万円」を「一百二十五万円」に、「十六万円」を四十万円に、「四十五万円」を「百十五万円」に、「三十六万円」を「九十五万円」に、「二十万円」を「五十万円」に、「六万円」を「十五万円」に、「十万円」を「二十五万円」に、「七万二千円」を「十八万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「五万二千円」を「十三万円」に、「一万六千円」を「四万円」に、「二万円」を「五万円」に改め、同表第三百十二条第一項の項を次のように改める。

第三百二十二条第一項

附則第三条の二の見出しを「新期限の延長に係る延滞金の特例」に改め、同条中「第六十一条第一項、第七十二条の四十五第一項及び第三百一十六条第一項の規定による延滞金で第十五条の三の規定による徴収の猶予をされた期間に延滞金に係る第六十四条第一項、第六十五条第一項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の四十五第一項及び第三百一十六条第一項を削る。」

附則第三条の三第一項中「道府県は」の下に  
「当分の間」を加え、「所得割」を「道府県民税  
の所得割」と、「二十七万円」を「二十九万円」に  
改め、「昭和五十八年度分の個人の道府県民税

に限り」を削り、同条第二項中「昭和五十八年度分の個人の道府県民税に限り」を「当分の間」に、「二十七万円」を「二十九万円に道府県民税の」に改め、同条第三項中「市町村はの下に」「当分の間」を加え、「所得割」を「市町村民税の所徴割」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、「昭和五十八年度分の個人の市町村民税に限り」を削り、同条第四項中「昭和五十八年度分の個人の市町村民税に限り」を「当分の間」に、「二十七万円」を「二十九万円に市町村民税の」に改める。

同条第六項から第八項までの規定中「昭和五十九年三月三十日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和五十九年三月三十日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「昭和五十九年三月三十日」に改め、同条第九項中「昭和五十九年三月三十日」に改め、「昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十日まで」を「昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの間」に「五分の四」と「五分の三」に改める。

同条第六項から第八項までの規定中「昭和五十九年三月三十日」に改め、同条第五項中「昭和五十九年三月三十日」を「昭和六十一年三月三十日」に改め、「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十年三月三十日」に改め、同条第九項中「昭和五十九年三月三十日」に改め、「昭和五十九年三月三十日」を「昭和六十一年三月三十日」に改め、「昭和六十一年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十日」に改め、「昭和六十二年三月三十日」を「五分の三」に改める。

の着鉢を受けて右の如きに依て詔し不税猶有税金  
税に限り、第二百三十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第三十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族」とあるのは、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律(昭和五十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定により読み替えられた第二十三条第一項第七号又は第八号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族」とする。  
附則第十四条中「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」を「昭和五十七年度から昭和六十一年度までの各年度分」に改める。

までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第二項ただし書、同条第三項本文及び第七十三条の二十四第一項第四号中「六月」とあるのは「九月」と、第七十三条の二十八中「第七十三条の二第二項」とあるのは「第七十三条の二第一項（附則第十条の二の規定により読

〔附則第十二条の二第一項〕に、「附則第十二条の三の二」を「附則第十二条の二の二」に改め、同条を附則第十二条の二とする。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

〔狩猟者登録税に係る読替え〕

までの間に行われたとき限り、第七十三条の二第二項ただし書、同条第三項本文及び第七十三条の二十四第一項第四号中「六月」とあるのは「九月」とし、第七十三条の二十八中第七十三条の二第二項とあるのは第七十三条の二第二項（附則第十条の一の規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする。

附則第十一条第一項及び第三項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第九項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日」に改め、「五分の四」を「五分の三」に改める。

までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第二項ただし書、同条第三項本文及び第七十三条の二十四第一項第四号中「六月」とあるのは「九月」と、第七十三条の二十八中「第七十三条の二第二項」とあるのは「第七十三条の二第二項（附則第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附則第十二条第一項及び第三項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条第九項中「昭和五十九年三月三十日まで」を「昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間」に「五分の四」を「五分の三」に改める。

附則第十二条の二を削る。

附則第十二条の三第一項中「昭和五十八年度分及び」を削り、「七万五千円」を「二万五千円」とあるのは「二万四千円」と、「二万七千五百円」を「五千五百円」とする。

(附則第十二条の二第一項)に、「附則第十二条の三の二」を「附則第十二条の二の二」に改め、同条を附則第十二条の二とする。

附則第十三条の次に次の二条を加える。

(狩猟者登録税に係る読み替え)

第十三条の二 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間において狩猟者の登録を受ける者に對して課する狩猟者登録税に限り、第二百三十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第三十三条规定第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族」とあるのは、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律(昭和五十八年法律第六十八号)第三条第一項の規定により読み替えられた第二十三条第一項第七号又は第八号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族」とする。

附則第十四条中「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」を「昭和五十七年度から昭和六十一年度までの各年度分」に改める。

附則第十五条第一項を削り、同条第二項中

〔昭和五十九年三月三十日〕を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「又は都市計画税」を削り、「第三百四十九条の三第一項又は第七百二条第一項」を「又は第三百四十九条の三第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、「原油の備蓄を増強するための石油貯蔵施設で政令で定めるもの(以下本項において「原油備蓄施設」という。)又は」を削り、「当該原油備蓄施設又は石油ガス備蓄施設」を「当該石油ガス備蓄施設」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和五十九年一月一日までの間ににおいて」を「昭和五十九年六月三十日までに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和五十九年六月三十日までに」を「大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第三項に規定する産業廃棄物(政令で定めるものに限る。)の処理の用に供する償却資産又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設(鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。)において発生する騒音若しくは振動規制法第二条第一項に規定する特定施設(鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。)において発生する振動を防止するための償却資産で、」に「昭和五十一年度から昭和五十九年度までの各年度分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十一年一月一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中

得されたもの（第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械その他の生産設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の生産設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三（特定生産設備のうち昭和六十年一月一日から昭和六十一年六月三十日までの間に新たに取得されたものにあつては、当該特定生産設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二）の額とする。

附則第十五条第二十四項中「公害の発生を抑止し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるものは」及び「以下本項において「機械設備等」といいう。」を削り、「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に、「当該機械設備等」を「当該機械その他の設備」に改める。

附則第二十九条の四第二項中「第十五条の四」を第十五条の三に改める。

附則第二十九条の五第十項中「第十五条の四第三項を第十五条の三第三項」に改める。

附則第三十条の二第一項中「昭和五十九年度分及び」を削り、「七百円」を「千円」に、「千百円」を「一千五百円」に、「一千四百五十円」を「千六百円」に、「一千二百円」を「一千四百円」に、「一千八百五十円」を「三千百円」に、「六千五百円」を「五千五百円」とあるのは「五千一百円」と、「七千二百円」に改め、「五千九百円」ととの下に「三千千円」とあるのは「二千九百円」と「」を加え「三千六百五十円」を「四千円」に改め、同条第一項中「昭和五十八年度分及び」を削る。

附則第三十一条中「昭和五十九年五月三十一日」を「昭和六十一年五月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三第二項中「昭和六十年度を「昭和六十二年度」に、「昭和五十九年三月三十

附則第三十二条の三第一項中「供するもの」の下に「産業公害の防止に資するものとして政令で定めるものに限る。」を加え、「昭和五十九年四月一日」を「昭和六十一年四月一日」に、「昭和五十九年分」を「昭和六十一年分」に改め、同条第四項中「昭和五十九年三月三十日」を「昭和六十一年十二月十四日」に改める。

附則第三十三条の見出しを「昭和五十九年度分の国民健康保険税の算定等の特例」に改め、同条中「昭和五十八年度分」を「昭和五十九年度分」に、「一亿二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

昭和五十九年度分の国民健康保険税に限り、第七百三条の四第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「第三百四条の二第二項の規定による控除をした」とあるのは「第三百四条の二第二項及び個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律第二条第一項の規定によつて控除すべき基礎控除額を控除した」と、同条第八項中「同項各号及び同条第一項の規定による控除をした」とあるのは「同項第一号から第九号までの規定によつて控除すべき金額並びに同項第十一号及び第十一号並びに同条第二項並びに個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律第二条第二項の規定によつて控除すべき配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した」とする。

附則第三十三条の三第三項第一号中「並びに第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに第十七項」を「第二十四条の五第一項第三号並びに第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに第十七項」に改め、同条第四項中「並びに第三十四条

「第一項第十号及び第十一号並びに第七項」を「第二十四条の五第一項第三号並びに第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に、「並びに第三百十四条の二第一項第十号及び第十一号並びに第七項」を「第二百九十五条第一項第三号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改める。

附則第三十四条第一項中「又は第三十三条第四項」を「の規定又は同法第三十三条第四項(同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)」に、「第三十七条の五第二項」を「同法第三十七条の五第二項若しくは第三十七条の七第四項」に改め、同条第三項第一号中「並びに第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに第七項」を「第二十四条の五第一項第三号並びに第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改め、同条第四項中「並びに第三十条第一項第十号及び第十一号並びに第七項」を「第二十四条の五第一項第三号並びに第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改める。

附則第三十五条の三第三項中「第十五条の四」を「第十五条の三」に改める。

(国際科学技術博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十七条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

一 博覧会 國際博覧会に関する条約(第三号及び第四号において「条約」という。)の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会をいう。

二 博覧会協会 財團法人国際科学技術博覧会協会をいう。

三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外國の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第二十五条に規定する博覧会協会をいう。

四 参加国の代表等 条約第十三条の規定による博覧会に参加する外国政府の代表、条約第二十六条の規定による各締約国の政府の代表その他博覧会の事務に従事する参加国(これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く。)をいう。

五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国を除く。)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しても、第二十四条及び第二百九十五条の二第一項第十号及び第十一号並びに第七項を「第二百九十五条第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改め、同条第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改める。

附則第三十五条の三第三項中「第十五条の四」を「第十五条の三」に改める。

(国際科学技術博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十七条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

る」とができない。

4 道府県は、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合又は博覧会協会が

博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができる。ただし、参加国、参加者又は博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所

有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 道府県は、外客(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項各号(第十四号を除く。)に掲げる者のいづれか一に該当する者(同項第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。)としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。)の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しても、当該行為が昭和六十年三月一日から同年九月三十日までの間に行われたときに限り、第百十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課すことができない。

6 道府県は、昭和五十九年度分及び昭和六十年度分の自動車税に限り、参加国若しくは参加者の代表等が所有する自動車で政令で定められるもの又は博覧会協会が所有する一般貨物用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに對しては、第一百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課すことができない。

7 道府県は、参加国若しくは参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合においては、第六百九十九条の二の規定にかかる当該自動車の取得又は博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貨物用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に對しては、第六百九十九条の二の規定にかかる当該自動車の取得又は博覧会協会が博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に對しては、第三百四十二条の規定にかかるわらず、固定資産税を課すことができない。

8 市町村は、昭和六十年度分及び昭和六十年度分の固定資産税に限り、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産に對しては、第三百四十二条の規定にかかるわらず、固定資産税を課すことができない。

9 市町村は、昭和五十九年度分及び昭和六十年度分の軽自動車税に限り、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに對しては、第四百四十二条の二の規定にかかるわらず、軽自動車税を課すこと

ができる。

10 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しても、第四百八十六条の規定にかかるわらず、電気税を課すること

ができる。

11 第二項から前項までの規定の適用を受けるもの又は博覧会協会が所有する一般貨物用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに對しては、第一百四十五条の規定にかかるわらず、自動車税を課すこと

者の認定の手続その他これらの規定の適用に  
関し必要な事項は、政令で定める。

**第二条 地方税法の一部を次のように改正する。**

第三十四条第一項第五号中「限る」を「限るもの」とし、次号に規定する個人年金保険契約等に該当するものを除く。以下本号において「生命

「保険契約等」と「う」に改め、「本号」の下に「及び次号」を、「納税義務者」の下に「(次号に規定する所得割の納税義務者を除く。)」を加え、一同

年中」を「前年中」に、「当該契約」を「生命保険契約等」に、「残額とし、その金額が」を「残額。以下本号及び次号において同じ。」が「一万五千円以下である場合にあつては当該生命保険料の金額の合計額、当該生命保険料の金額の合計額が」に、「四万円以下である場合には、一万五千円と」と「四万円以下である場合にあつては一万五千円に」と、「金額との合計額とし」を「金額を加算した金額、当該生命保険料の金額の合計額が」に、「超える場合には、二万七千五百円と」と「超える場合にあつては二万七千五百円に」と、「との合計額とする。」を「を加算した金額」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 前年中に前号イからハまでに掲げる  
契約（年金を給付する定めのあるもので政  
令で定めるものに限る。）のうち、次に掲げ  
る要件の定めのあるもの（以下本号におい  
て「個人年金保険契約等」という。）に係る保  
険料又は掛金（以下本号において「個人年金  
保険料」という。）を支払った所得割の納税  
義務者 その支払った個人年金保険料の金  
額（前年中において個人年金保険契約等に  
に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻

しを受け、又は個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受

間にわかつて定期に行うものであること。

八、当該契約に基づくに規定する者に対する年金の支払は、当該年金の受取人の

「一万五千円に」に、「金額との合計額とし、」を「金額を加算した金額、当該生命保険料の金額の合計額が」に、「超える場合には、二万七千五百円に」に、「との合計額とする。」を加算した

契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

第三十四條第一項第

第百三十四条第一項第十号及び第十一号中「十五万三千円」を「十六万円」に、「二十六万三千円」を「二十七万円」に改め、同条第二項中「十五万三千円」を「二十六万円」に改め、同条第三項中「一十九万三千円」を「三十万円」に改め、同条第四項中「三十万三千円」を「三十一万円」に改め、同条第五項中「同項第五号」を「同項第五号及び第五号の二」に改める。  
第三十七条第一項中「二百万円」を「四百万円」に改める。

**第三十七条の二第一項中「百分の八十」を「百分の七八八」に、「こえる」を「超える」に改める。**

第三百四十四条の二第一項第五号中「限る」を「限るものとし、次号に規定する個人年金保険

契約等に該当するものを除く。以下本号において「生命保険契約等」というに改め、「本号」の下に「及び次号」を、「納税義務者」の下に「(次号に規定する所長割の納税義務者を除く。)」を加

之、「同年中」を「前年中」に、「当該契約」を「生命保険契約等」とし、その金額が、「を残額。以下本号及び次号において同じ。」が一万五千円以下である場合にあつては当該生命保険契約の金額を一千五百円とする旨を付す。

院料の金額の合計額　当該生命保険料の金額の合計額が「二」、「四万円以下である場合には、一万五千円と」を「四万円以下である場合にあつては

三八一

保険料の金額の合計額（当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、その超える金額を加算した金額）を前号の生命保険料の金額の合計額とみなして同号の規定を適用したときに同号の規定によつて控除すべき金額を加算した金額とする。）

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、ロ

第三百一十四条の八第一項中「百分の八十」を「百分の七十八」に、「こえる」を「超える」に改める。

当該契約に基づく年金の受取人は、口  
の保険料若しくは掛金の払込みをする者  
又はその配偶者が生存している場合には  
これらの者のいずれかとするものである

当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

八、当該契約に基づくに規定する者に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

中「二十五万三千円」を「二十六万円」に、「二十六万三千円」を「二十七万円」に改め、同条第二項中「十五万三千円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「十九万三千円」を「三十万円」に改め、同条第四項中「三十万三千円」を「三十一万円」に改め、同条第五項中「同項第五号」を「同項第五号及び第五号の二」に改める。

第三百四十四条の三第一項の表中「三十万円」を「二十万円」に、「百分の二」を「百分の二・五」に、「百万円」を「九十五万円」に、「百三十万円」を「百二十万円」に、「二百三十万円」を「二百一十万円」に改める。

第三百四十四条の五中「一百万円」を「四百万円」に改める。

附則第三十三条の第二項第五号及び第三十  
五条第五項中「百分の八十八」を「百分の八十  
五・八」に改める。  
附則第三十五条の二の二第一項中「昭和五十  
九年度」を「昭和六十一年度」に改める。  
附則第三十五条の四中「昭和五十九年度」を  
「昭和六十四年度」に改める。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

**別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十条の六、第五十条の八 附則第七条関係)**

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,000	円未満 0	円 100,000	円 104,000	円 900	円 200,000	円 204,000	円 1,800	円 348,000	円 356,000	円 3,130	
6,000	8,000 50	104,000	108,000 930	204,000	208,000 1,830	356,000 364,000	364,000 3,200				
8,000	12,000 70	108,000	112,000 970	208,000	212,000 1,870	364,000 372,000	372,000 3,270				
12,000	16,000 100	112,000	116,000 1,000	212,000	216,000 1,900	372,000 380,000	380,000 3,340				
16,000	20,000 140	116,000	120,000 1,040	216,000	220,000 1,940	380,000 388,000	388,000 3,420				
20,000	24,000 180	120,000	124,000 1,080	220,000	224,000 1,980	388,000 396,000	396,000 3,490				
24,000	28,000 210	124,000	128,000 1,110	224,000	228,000 2,010	396,000 404,000	404,000 3,560				
28,000	32,000 250	128,000	132,000 1,150	228,000	232,000 2,050	404,000 412,000	412,000 3,630				
32,000	36,000 280	132,000	136,000 1,180	232,000	236,000 2,080	412,000 420,000	420,000 3,700				
36,000	40,000 320	136,000	140,000 1,220	236,000	240,000 2,120	420,000 428,000	428,000 3,780				
40,000	44,000 360	140,000	144,000 1,260	240,000	244,000 2,160	428,000 436,000	436,000 3,850				
44,000	48,000 390	144,000	148,000 1,290	244,000	248,000 2,190	436,000 444,000	444,000 3,920				
48,000	52,000 430	148,000	152,000 1,330	248,000	252,000 2,230	444,000 452,000	452,000 3,990				
52,000	56,000 460	152,000	156,000 1,360	252,000	260,000 2,260	452,000 460,000	460,000 4,060				
56,000	60,000 500	156,000	160,000 1,400	260,000	268,000 2,340	460,000 468,000	468,000 4,140				
60,000	64,000 540	160,000	164,000 1,440	268,000	276,000 2,410	468,000 476,000	476,000 4,210				
64,000	68,000 570	164,000	168,000 1,470	276,000	284,000 2,480	476,000 484,000	484,000 4,280				
68,000	72,000 610	168,000	172,000 1,510	284,000	292,000 2,550	484,000 492,000	492,000 4,350				
72,000	76,000 640	172,000	176,000 1,540	292,000	300,000 2,620	492,000 500,000	500,000 4,420				
76,000	80,000 680	176,000	180,000 1,580	300,000	308,000 2,700	500,000 508,000	508,000 4,500				
80,000	84,000 720	180,000	184,000 1,620	308,000	316,000 2,770	508,000 516,000	516,000 4,570				
84,000	88,000 750	184,000	188,000 1,650	316,000	324,000 2,840	516,000 524,000	524,000 4,640				
88,000	92,000 790	188,000	192,000 1,690	324,000	332,000 2,910	524,000 532,000	532,000 4,710				
92,000	96,000 820	192,000	196,000 1,720	332,000	340,000 2,980	532,000 540,000	540,000 4,780				
96,000	100,000 860	196,000	200,000 1,760	340,000	348,000 3,060	540,000 548,000	548,000 4,860				

昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	4,930	748,000	756,000	6,730	1,082,000	1,044,000	9,280	1,332,000	1,344,000	11,980
556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,390	1,344,000	1,356,000	12,090
564,000	572,000	5,070	764,000	772,000	6,870	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	580,000	5,140	772,000	780,000	6,940	1,068,000	1,080,000	9,610	1,368,000	1,380,000	12,310
580,000	588,000	5,220	780,000	792,000	7,020	1,080,000	1,092,000	9,720	1,380,000	1,392,000	12,420
588,000	596,000	5,290	792,000	804,000	7,120	1,092,000	1,104,000	9,820	1,392,000	1,404,000	12,520
596,000	604,000	5,360	804,000	816,000	7,230	1,104,000	1,116,000	9,930	1,404,000	1,416,000	12,630
604,000	612,000	5,430	816,000	828,000	7,340	1,116,000	1,128,000	10,040	1,416,000	1,428,000	12,740
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,450	1,128,000	1,140,000	10,150	1,428,000	1,440,000	12,850
620,000	628,000	5,580	840,000	852,000	7,560	1,140,000	1,152,000	10,260	1,440,000	1,452,000	12,960
628,000	636,000	5,650	852,000	864,000	7,660	1,152,000	1,164,000	10,360	1,452,000	1,464,000	13,060
636,000	644,000	5,720	864,000	876,000	7,770	1,164,000	1,176,000	10,470	1,464,000	1,476,000	13,170
644,000	652,000	5,790	876,000	888,000	7,880	1,176,000	1,188,000	10,580	1,476,000	1,488,000	13,280
652,000	660,000	5,860	888,000	900,000	7,990	1,188,000	1,200,000	10,690	1,488,000	1,500,000	13,390
660,000	668,000	5,940	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	676,000	6,010	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	684,000	6,080	924,000	936,000	8,310	1,224,000	1,236,000	11,010	1,524,000	1,536,000	13,710
684,000	692,000	6,150	936,000	948,000	8,420	1,236,000	1,248,000	11,120	1,536,000	1,548,000	13,820
692,000	700,000	6,220	948,000	960,000	8,530	1,248,000	1,260,000	11,230	1,548,000	1,560,000	13,930
700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,640	1,260,000	1,272,000	11,340	1,560,000	1,576,000	14,040
708,000	716,000	6,370	972,000	984,000	8,740	1,272,000	1,284,000	11,440	1,576,000	1,592,000	14,180
716,000	724,000	6,440	984,000	996,000	8,850	1,284,000	1,296,000	11,550	1,592,000	1,608,000	14,320
724,000	732,000	6,510	996,000	1,008,000	8,960	1,296,000	1,308,000	11,660	1,608,000	1,624,000	14,470
732,000	740,000	6,580	1,008,000	1,020,000	9,070	1,308,000	1,320,000	11,770	1,624,000	1,640,000	14,610
740,000	748,000	6,660	1,020,000	1,032,000	9,180	1,320,000	1,332,000	11,880	1,640,000	1,656,000	14,760

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額									
以上	未満										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000	2,940,000	26,280
1,672,000	1,688,000	15,040	2,072,000	2,088,000	18,640	2,472,000	2,488,000	22,240	2,940,000	2,960,000	26,460
1,688,000	1,704,000	15,190	2,088,000	2,104,000	18,790	2,488,000	2,504,000	22,390	2,960,000	2,980,000	26,640
1,704,000	1,720,000	15,330	2,104,000	2,120,000	18,930	2,504,000	2,520,000	22,530	2,980,000	3,000,000	26,820
1,720,000	1,736,000	15,480	2,120,000	2,136,000	19,080	2,520,000	2,536,000	22,680	3,000,000	3,020,000	27,000
1,736,000	1,752,000	15,620	2,136,000	2,152,000	19,220	2,536,000	2,552,000	22,820	3,020,000	3,040,000	27,360
1,752,000	1,768,000	15,760	2,152,000	2,168,000	19,360	2,552,000	2,568,000	22,960	3,040,000	3,060,000	27,720
1,768,000	1,784,000	15,910	2,168,000	2,184,000	19,510	2,568,000	2,584,000	23,110	3,060,000	3,080,000	28,080
1,784,000	1,800,000	16,050	2,184,000	2,200,000	19,650	2,584,000	2,600,000	23,250	3,080,000	3,100,000	28,440
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000	3,120,000	28,800
1,816,000	1,832,000	16,340	2,216,000	2,232,000	19,940	2,620,000	2,640,000	23,580	3,120,000	3,140,000	29,160
1,832,000	1,848,000	16,480	2,232,000	2,248,000	20,080	2,640,000	2,660,000	23,760	3,140,000	3,160,000	29,520
1,848,000	1,864,000	16,630	2,248,000	2,264,000	20,230	2,660,000	2,680,000	23,940	3,160,000	3,180,000	29,880
1,864,000	1,880,000	16,770	2,264,000	2,280,000	20,370	2,680,000	2,700,000	24,120	3,180,000	3,200,000	30,240
1,880,000	1,896,000	16,920	2,280,000	2,296,000	20,520	2,700,000	2,720,000	24,300	3,200,000	3,220,000	30,600
1,896,000	1,912,000	17,060	2,296,000	2,312,000	20,660	2,720,000	2,740,000	24,480	3,220,000	3,240,000	30,960
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	24,660	3,240,000	3,260,000	31,320
1,928,000	1,944,000	17,350	2,328,000	2,344,000	20,950	2,760,000	2,780,000	24,840	3,260,000	3,280,000	31,680
1,944,000	1,960,000	17,490	2,344,000	2,360,000	21,090	2,780,000	2,800,000	25,020	3,280,000	3,300,000	32,040
1,960,000	1,976,000	17,640	2,360,000	2,376,000	21,240	2,800,000	2,820,000	25,200	3,300,000	3,320,000	32,400
1,976,000	1,992,000	17,780	2,376,000	2,392,000	21,380	2,820,000	2,840,000	25,380	3,320,000	3,340,000	32,760
1,992,000	2,008,000	17,920	2,392,000	2,408,000	21,520	2,840,000	2,860,000	25,560	3,340,000	3,360,000	33,120
2,008,000	2,024,000	18,070	2,408,000	2,424,000	21,670	2,860,000	2,880,000	25,740	3,360,000	3,380,000	33,480
2,024,000	2,040,000	18,210	2,424,000	2,440,000	21,810	2,880,000	2,900,000	25,920	3,380,000	3,400,000	33,840
2,040,000	2,056,000	18,360	2,440,000	2,456,000	21,960	2,900,000	2,920,000	26,100	3,400,000	3,420,000	34,200

昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税 額									
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
3,420,000	3,440,000	34,560	3,920,000	3,940,000	43,560	4,420,000	4,440,000	52,560	4,920,000	4,940,000	61,560
3,440,000	3,460,000	34,920	3,940,000	3,960,000	43,920	4,440,000	4,460,000	52,920	4,940,000	4,960,000	61,920
3,460,000	3,480,000	35,280	3,960,000	3,980,000	44,280	4,460,000	4,480,000	53,280	4,960,000	4,980,000	62,280
3,480,000	3,500,000	35,640	3,980,000	4,000,000	44,640	4,480,000	4,500,000	53,640	4,980,000	5,000,000	62,640
3,500,000	3,520,000	36,000	4,000,000	4,020,000	45,000	4,500,000	4,520,000	54,000	5,000,000	5,020,000	63,000
3,520,000	3,540,000	36,360	4,020,000	4,040,000	45,360	4,520,000	4,540,000	54,360	5,020,000	5,040,000	63,360
3,540,000	3,560,000	36,720	4,040,000	4,060,000	45,720	4,540,000	4,560,000	54,720	5,040,000	5,060,000	63,720
3,560,000	3,580,000	37,080	4,060,000	4,080,000	46,080	4,560,000	4,580,000	55,080	5,060,000	5,080,000	64,080
3,580,000	3,600,000	37,440	4,080,000	4,100,000	46,440	4,580,000	4,600,000	55,440	5,080,000	5,100,000	64,440
3,600,000	3,620,000	37,800	4,100,000	4,120,000	46,800	4,600,000	4,620,000	55,800	5,100,000	5,120,000	64,800
3,620,000	3,640,000	38,160	4,120,000	4,140,000	47,160	4,620,000	4,640,000	56,160	5,120,000	5,140,000	65,160
3,640,000	3,660,000	38,520	4,140,000	4,160,000	47,520	4,640,000	4,660,000	56,520	5,140,000	5,160,000	65,520
3,660,000	3,680,000	38,880	4,160,000	4,180,000	47,880	4,660,000	4,680,000	56,880	5,160,000	5,180,000	65,880
3,680,000	3,700,000	39,240	4,180,000	4,200,000	48,240	4,680,000	4,700,000	57,240	5,180,000	5,200,000	66,240
3,700,000	3,720,000	39,600	4,200,000	4,220,000	48,600	4,700,000	4,720,000	57,600	5,200,000	5,220,000	66,600
3,720,000	3,740,000	39,960	4,220,000	4,240,000	48,960	4,720,000	4,740,000	57,960	5,220,000	5,240,000	66,960
3,740,000	3,760,000	40,320	4,240,000	4,260,000	49,320	4,740,000	4,760,000	58,320	5,240,000	5,260,000	67,320
3,760,000	3,780,000	40,680	4,260,000	4,280,000	49,680	4,760,000	4,780,000	58,680	5,260,000	5,280,000	67,680
3,780,000	3,800,000	41,040	4,280,000	4,300,000	50,040	4,780,000	4,800,000	59,040	5,280,000	5,300,000	68,040
3,800,000	3,820,000	41,400	4,300,000	4,320,000	50,400	4,800,000	4,820,000	59,400	5,300,000	5,320,000	68,400
3,820,000	3,840,000	41,760	4,320,000	4,340,000	50,760	4,820,000	4,840,000	59,760	5,320,000	5,340,000	68,760
3,840,000	3,860,000	42,120	4,340,000	4,360,000	51,120	4,840,000	4,860,000	60,120	5,340,000	5,360,000	69,120
3,860,000	3,880,000	42,480	4,360,000	4,380,000	51,480	4,860,000	4,880,000	60,480	5,360,000	5,380,000	69,480
3,880,000	3,900,000	42,840	4,380,000	4,400,000	51,840	4,880,000	4,900,000	60,840	5,380,000	5,400,000	69,840
3,900,000	3,920,000	43,200	4,400,000	4,420,000	52,200	4,900,000	4,920,000	61,200	5,400,000	5,420,000	70,200

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税 額									
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
5,420,000	5,440,000	70,560	5,920,000	5,940,000	79,560	6,420,000	6,440,000	88,560	6,920,000	6,940,000	97,560
5,440,000	5,460,000	70,920	5,940,000	5,960,000	79,920	6,440,000	6,460,000	88,920	6,940,000	6,960,000	97,920
5,460,000	5,480,000	71,280	5,960,000	5,980,000	80,280	6,460,000	6,480,000	89,280	6,960,000	6,980,000	98,280
5,480,000	5,500,000	71,640	5,980,000	6,000,000	80,640	6,480,000	6,500,000	89,640	6,980,000	7,000,000	98,640
5,500,000	5,520,000	72,000	6,000,000	6,020,000	81,000	6,500,000	6,520,000	90,000	7,000,000	7,020,000	99,000
5,520,000	5,540,000	72,360	6,020,000	6,040,000	81,360	6,520,000	6,540,000	90,360	7,020,000	7,040,000	99,360
5,540,000	5,560,000	72,720	6,040,000	6,060,000	81,720	6,540,000	6,560,000	90,720	7,040,000	7,060,000	99,720
5,560,000	5,580,000	73,080	6,060,000	6,080,000	82,080	6,560,000	6,580,000	91,080	7,060,000	7,080,000	100,080
5,580,000	5,600,000	73,440	6,080,000	6,100,000	82,440	6,580,000	6,600,000	91,440	7,080,000	7,100,000	100,440
5,600,000	5,620,000	73,800	6,100,000	6,120,000	82,800	6,600,000	6,620,000	91,800	7,100,000	7,120,000	100,800
5,620,000	5,640,000	74,160	6,120,000	6,140,000	83,160	6,620,000	6,640,000	92,160	7,120,000	7,140,000	101,160
5,640,000	5,660,000	74,520	6,140,000	6,160,000	83,520	6,640,000	6,660,000	92,520	7,140,000	7,160,000	101,520
5,660,000	5,680,000	74,880	6,160,000	6,180,000	83,880	6,660,000	6,680,000	92,880	7,160,000	7,180,000	101,880
5,680,000	5,700,000	75,240	6,180,000	6,200,000	84,240	6,680,000	6,700,000	93,240	7,180,000	7,200,000	102,240
5,700,000	5,720,000	75,600	6,200,000	6,220,000	84,600	6,700,000	6,720,000	93,600	7,200,000	7,220,000	102,600
5,720,000	5,740,000	75,960	6,220,000	6,240,000	84,960	6,720,000	6,740,000	93,960	7,220,000	7,240,000	102,960
5,740,000	5,760,000	76,320	6,240,000	6,260,000	85,320	6,740,000	6,760,000	94,320	7,240,000	7,260,000	103,320
5,760,000	5,780,000	76,680	6,260,000	6,280,000	85,680	6,760,000	6,780,000	94,680	7,260,000	7,280,000	103,680
5,780,000	5,800,000	77,040	6,280,000	6,300,000	86,040	6,780,000	6,800,000	95,040	7,280,000	7,300,000	104,040
5,800,000	5,820,000	77,400	6,300,000	6,320,000	86,400	6,800,000	6,820,000	95,400	7,300,000	7,320,000	104,400
5,820,000	5,840,000	77,760	6,320,000	6,340,000	86,760	6,820,000	6,840,000	95,760	7,320,000	7,340,000	104,760
5,840,000	5,860,000	78,120	6,340,000	6,360,000	87,120	6,840,000	6,860,000	96,120	7,340,000	7,360,000	105,120
5,860,000	5,880,000	78,480	6,360,000	6,380,000	87,480	6,860,000	6,880,000	96,480	7,360,000	7,380,000	105,480
5,880,000	5,900,000	78,840	6,380,000	6,400,000	87,840	6,880,000	6,900,000	96,840	7,380,000	7,400,000	105,840
5,900,000	5,920,000	79,200	6,400,000	6,420,000	88,200	6,900,000	6,920,000	97,200	7,400,000	7,420,000	106,200

三八八

昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	106,560	7,620,000	7,640,000	110,160	7,820,000	7,840,000	113,760	8,000,000円以上		
7,440,000	7,460,000	106,920	7,640,000	7,660,000	110,520	7,840,000	7,860,000	114,120			
7,460,000	7,480,000	107,280	7,660,000	7,680,000	110,880	7,860,000	7,880,000	114,480			
7,480,000	7,500,000	107,640	7,680,000	7,700,000	111,240	7,880,000	7,900,000	114,840			
7,500,000	7,520,000	108,000	7,700,000	7,720,000	111,600	7,900,000	7,920,000	115,200			
7,520,000	7,540,000	108,360	7,720,000	7,740,000	111,960	7,920,000	7,940,000	115,560			
7,540,000	7,560,000	108,720	7,740,000	7,760,000	112,320	7,940,000	7,960,000	115,920			
7,560,000	7,580,000	109,080	7,760,000	7,780,000	112,680	7,960,000	7,980,000	116,280			
7,580,000	7,600,000	109,440	7,780,000	7,800,000	113,040	7,980,000	8,000,000	116,640			
7,600,000	7,620,000	109,800	7,800,000	7,820,000	113,400						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額									
以上	未満										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	100,000	104,000	1,120	200,000	204,000	2,250	348,000	356,000	3,910
6,000	8,000	60	104,000	108,000	1,170	204,000	208,000	2,290	356,000	364,000	4,000
8,000	12,000	90	108,000	112,000	1,210	208,000	212,000	2,340	364,000	372,000	4,090
12,000	16,000	130	112,000	116,000	1,260	212,000	216,000	2,380	372,000	380,000	4,180
16,000	20,000	180	116,000	120,000	1,300	216,000	220,000	2,430	380,000	388,000	4,270
20,000	24,000	220	120,000	124,000	1,350	220,000	224,000	2,470	388,000	396,000	4,360
24,000	28,000	270	124,000	128,000	1,390	224,000	228,000	2,520	396,000	404,000	4,450
28,000	32,000	310	128,000	132,000	1,440	228,000	232,000	2,560	404,000	412,000	4,550
32,000	36,000	360	132,000	136,000	1,480	232,000	236,000	2,610	412,000	420,000	4,660
36,000	40,000	400	136,000	140,000	1,530	236,000	240,000	2,650	420,000	428,000	4,770
40,000	44,000	450	140,000	144,000	1,570	240,000	244,000	2,700	428,000	436,000	4,870
44,000	48,000	490	144,000	148,000	1,620	244,000	248,000	2,740	436,000	444,000	4,980
48,000	52,000	540	148,000	152,000	1,660	248,000	252,000	2,780	444,000	452,000	5,090
52,000	56,000	580	152,000	156,000	1,710	252,000	260,000	2,830	452,000	460,000	5,200
56,000	60,000	630	156,000	160,000	1,750	260,000	268,000	2,920	460,000	468,000	5,310
60,000	64,000	670	160,000	164,000	1,800	268,000	276,000	3,010	468,000	476,000	5,410
64,000	68,000	720	164,000	168,000	1,840	276,000	284,000	3,100	476,000	484,000	5,520
68,000	72,000	760	168,000	172,000	1,890	284,000	292,000	3,190	484,000	492,000	5,630
72,000	76,000	810	172,000	176,000	1,930	292,000	300,000	3,280	492,000	500,000	5,740
76,000	80,000	850	176,000	180,000	1,980	300,000	308,000	3,370	500,000	508,000	5,850
80,000	84,000	900	180,000	184,000	2,020	308,000	316,000	3,460	508,000	516,000	5,950
84,000	88,000	940	184,000	188,000	2,070	316,000	324,000	3,550	516,000	524,000	6,060
88,000	92,000	990	188,000	192,000	2,110	324,000	332,000	3,640	524,000	532,000	6,170
92,000	96,000	1,030	192,000	196,000	2,160	332,000	340,000	3,730	532,000	540,000	6,280
96,000	100,000	1,080	196,000	200,000	2,200	340,000	348,000	3,820	540,000	548,000	6,390

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
548,000	556,000	6,490	748,000	756,000	9,190	1,032,000	1,044,000	13,620	1,332,000	1,344,000	19,020
556,000	564,000	6,600	756,000	764,000	9,300	1,044,000	1,056,000	13,840	1,344,000	1,356,000	19,240
564,000	572,000	6,710	764,000	772,000	9,410	1,056,000	1,068,000	14,050	1,356,000	1,368,000	19,450
572,000	580,000	6,820	772,000	780,000	9,520	1,068,000	1,080,000	14,270	1,368,000	1,380,000	19,670
580,000	588,000	6,930	780,000	792,000	9,630	1,080,000	1,092,000	14,490	1,380,000	1,392,000	19,890
588,000	596,000	7,030	792,000	804,000	9,790	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	20,100
596,000	604,000	7,140	804,000	816,000	9,950	1,104,000	1,116,000	14,920	1,404,000	1,416,000	20,340
604,000	612,000	7,250	816,000	828,000	10,110	1,116,000	1,128,000	15,130	1,416,000	1,428,000	20,610
612,000	620,000	7,360	828,000	840,000	10,270	1,128,000	1,140,000	15,350	1,428,000	1,440,000	20,880
620,000	628,000	7,470	840,000	852,000	10,440	1,140,000	1,152,000	15,570	1,440,000	1,452,000	21,150
628,000	636,000	7,570	852,000	864,000	10,600	1,152,000	1,164,000	15,780	1,452,000	1,464,000	21,420
636,000	644,000	7,680	864,000	876,000	10,760	1,164,000	1,176,000	16,000	1,464,000	1,476,000	21,690
644,000	652,000	7,790	876,000	888,000	10,920	1,176,000	1,188,000	16,210	1,476,000	1,488,000	21,960
652,000	660,000	7,900	888,000	900,000	11,080	1,188,000	1,200,000	16,430	1,488,000	1,500,000	22,230
660,000	668,000	8,010	900,000	912,000	11,250	1,200,000	1,212,000	16,650	1,500,000	1,512,000	22,500
668,000	676,000	8,110	912,000	924,000	11,460	1,212,000	1,224,000	16,860	1,512,000	1,524,000	22,770
676,000	684,000	8,220	924,000	936,000	11,680	1,224,000	1,236,000	17,080	1,524,000	1,536,000	23,040
684,000	692,000	8,330	936,000	948,000	11,890	1,236,000	1,248,000	17,290	1,536,000	1,548,000	23,310
692,000	700,000	8,440	948,000	960,000	12,110	1,248,000	1,260,000	17,510	1,548,000	1,560,000	23,580
700,000	708,000	8,550	960,000	972,000	12,330	1,260,000	1,272,000	17,730	1,560,000	1,576,000	23,850
708,000	716,000	8,650	972,000	984,000	12,540	1,272,000	1,284,000	17,940	1,576,000	1,592,000	24,210
716,000	724,000	8,760	984,000	996,000	12,760	1,284,000	1,296,000	18,160	1,592,000	1,608,000	24,570
724,000	732,000	8,870	996,000	1,008,000	12,970	1,296,000	1,308,000	18,370	1,608,000	1,624,000	24,930
732,000	740,000	8,980	1,008,000	1,020,000	13,190	1,308,000	1,320,000	18,590	1,624,000	1,640,000	25,290
740,000	748,000	9,090	1,020,000	1,032,000	13,410	1,320,000	1,332,000	18,810	1,640,000	1,656,000	25,650

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額									
以上	未満										
1,656,000	1,672,000	26,010	2,056,000	2,072,000	35,710	2,456,000	2,472,000	46,760	2,920,000	2,940,000	61,380
1,672,000	1,688,000	26,370	2,072,000	2,088,000	36,140	2,472,000	2,488,000	47,260	2,940,000	2,960,000	62,010
1,688,000	1,704,000	26,730	2,088,000	2,104,000	36,570	2,488,000	2,504,000	47,770	2,960,000	2,980,000	62,640
1,704,000	1,720,000	27,090	2,104,000	2,120,000	37,000	2,504,000	2,520,000	48,270	2,980,000	3,000,000	63,270
1,720,000	1,736,000	27,450	2,120,000	2,136,000	37,440	2,520,000	2,536,000	48,780	3,000,000	3,020,000	63,900
1,736,000	1,752,000	27,810	2,136,000	2,152,000	37,870	2,536,000	2,552,000	49,280	3,020,000	3,040,000	64,530
1,752,000	1,768,000	28,170	2,152,000	2,168,000	38,300	2,552,000	2,568,000	49,780	3,040,000	3,060,000	65,160
1,768,000	1,784,000	28,530	2,168,000	2,184,000	38,730	2,568,000	2,584,000	50,290	3,060,000	3,080,000	65,790
1,784,000	1,800,000	28,890	2,184,000	2,200,000	39,160	2,584,000	2,600,000	50,790	3,080,000	3,100,000	66,420
1,800,000	1,816,000	29,250	2,200,000	2,216,000	39,600	2,600,000	2,620,000	51,300	3,100,000	3,120,000	67,050
1,816,000	1,832,000	29,610	2,216,000	2,232,000	40,030	2,620,000	2,640,000	51,930	3,120,000	3,140,000	67,680
1,832,000	1,848,000	29,970	2,232,000	2,248,000	40,460	2,640,000	2,660,000	52,560	3,140,000	3,160,000	68,310
1,848,000	1,864,000	30,330	2,248,000	2,264,000	40,890	2,660,000	2,680,000	53,190	3,160,000	3,180,000	68,940
1,864,000	1,880,000	30,690	2,264,000	2,280,000	41,320	2,680,000	2,700,000	53,820	3,180,000	3,200,000	69,570
1,880,000	1,896,000	31,050	2,280,000	2,296,000	41,760	2,700,000	2,720,000	54,450	3,200,000	3,220,000	70,200
1,896,000	1,912,000	31,410	2,296,000	2,312,000	42,190	2,720,000	2,740,000	55,080	3,220,000	3,240,000	70,830
1,912,000	1,928,000	31,820	2,312,000	2,328,000	42,620	2,740,000	2,760,000	55,710	3,240,000	3,260,000	71,460
1,928,000	1,944,000	32,250	2,328,000	2,344,000	43,050	2,760,000	2,780,000	56,340	3,260,000	3,280,000	72,090
1,944,000	1,960,000	32,680	2,344,000	2,360,000	43,480	2,780,000	2,800,000	56,970	3,280,000	3,300,000	72,720
1,960,000	1,976,000	33,120	2,360,000	2,376,000	43,920	2,800,000	2,820,000	57,600	3,300,000	3,320,000	73,350
1,976,000	1,992,000	33,550	2,376,000	2,392,000	44,350	2,820,000	2,840,000	58,230	3,320,000	3,340,000	73,980
1,992,000	2,008,000	33,980	2,392,000	2,408,000	44,780	2,840,000	2,860,000	58,860	3,340,000	3,360,000	74,610
2,008,000	2,024,000	34,410	2,408,000	2,424,000	45,250	2,860,000	2,880,000	59,490	3,360,000	3,380,000	75,240
2,024,000	2,040,000	34,840	2,424,000	2,440,000	45,750	2,880,000	2,900,000	60,120	3,380,000	3,400,000	75,870
2,040,000	2,056,000	35,280	2,440,000	2,456,000	46,260	2,900,000	2,920,000	60,750	3,400,000	3,420,000	76,500

昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
3,420,000	3,440,000	77,130	3,920,000	3,940,000	92,880	4,420,000	4,440,000	108,720	4,920,000	4,940,000	126,720
3,440,000	3,460,000	77,760	3,940,000	3,960,000	93,510	4,440,000	4,460,000	109,440	4,940,000	4,960,000	127,440
3,460,000	3,480,000	78,390	3,960,000	3,980,000	94,140	4,460,000	4,480,000	110,160	4,960,000	4,980,000	128,160
3,480,000	3,500,000	79,020	3,980,000	4,000,000	94,770	4,480,000	4,500,000	110,880	4,980,000	5,000,000	128,880
3,500,000	3,520,000	79,650	4,000,000	4,020,000	95,400	4,500,000	4,520,000	111,600	5,000,000	5,020,000	129,600
3,520,000	3,540,000	80,280	4,020,000	4,040,000	96,030	4,520,000	4,540,000	112,320	5,020,000	5,040,000	130,320
3,540,000	3,560,000	80,910	4,040,000	4,060,000	96,660	4,540,000	4,560,000	113,040	5,040,000	5,060,000	131,040
3,560,000	3,580,000	81,540	4,060,000	4,080,000	97,290	4,560,000	4,580,000	113,760	5,060,000	5,080,000	131,760
3,580,000	3,600,000	82,170	4,080,000	4,100,000	97,920	4,580,000	4,600,000	114,480	5,080,000	5,100,000	132,480
3,600,000	3,620,000	82,800	4,100,000	4,120,000	98,550	4,600,000	4,620,000	115,200	5,100,000	5,120,000	133,200
3,620,000	3,640,000	83,430	4,120,000	4,140,000	99,180	4,620,000	4,640,000	115,920	5,120,000	5,140,000	133,920
3,640,000	3,660,000	84,060	4,140,000	4,160,000	99,810	4,640,000	4,660,000	116,640	5,140,000	5,160,000	134,640
3,660,000	3,680,000	84,690	4,160,000	4,180,000	100,440	4,660,000	4,680,000	117,360	5,160,000	5,180,000	135,360
3,680,000	3,700,000	85,320	4,180,000	4,200,000	101,070	4,680,000	4,700,000	118,080	5,180,000	5,200,000	136,080
3,700,000	3,720,000	85,950	4,200,000	4,220,000	101,700	4,700,000	4,720,000	118,800	5,200,000	5,220,000	136,800
3,720,000	3,740,000	86,580	4,220,000	4,240,000	102,330	4,720,000	4,740,000	119,520	5,220,000	5,240,000	137,520
3,740,000	3,760,000	87,210	4,240,000	4,260,000	102,960	4,740,000	4,760,000	120,240	5,240,000	5,260,000	138,240
3,760,000	3,780,000	87,840	4,260,000	4,280,000	103,590	4,760,000	4,780,000	120,960	5,260,000	5,280,000	138,960
3,780,000	3,800,000	88,470	4,280,000	4,300,000	104,220	4,780,000	4,800,000	121,680	5,280,000	5,300,000	139,680
3,800,000	3,820,000	89,100	4,300,000	4,320,000	104,850	4,800,000	4,820,000	122,400	5,300,000	5,320,000	140,400
3,820,000	3,840,000	89,730	4,320,000	4,340,000	105,480	4,820,000	4,840,000	123,120	5,320,000	5,340,000	141,120
3,840,000	3,860,000	90,360	4,340,000	4,360,000	106,110	4,840,000	4,860,000	123,840	5,340,000	5,360,000	141,840
3,860,000	3,880,000	90,990	4,360,000	4,380,000	106,740	4,860,000	4,880,000	124,560	5,360,000	5,380,000	142,560
3,880,000	3,900,000	91,620	4,380,000	4,400,000	107,370	4,880,000	4,900,000	125,280	5,380,000	5,400,000	143,280
3,900,000	3,920,000	92,250	4,400,000	4,420,000	108,000	4,900,000	4,920,000	126,000	5,400,000	5,420,000	144,000

退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額		税額									
以上	未満										
5,420,000	5,440,000	144,720	5,920,000	5,940,000	162,720	6,420,000	6,440,000	180,720	6,920,000	6,940,000	198,720
5,440,000	5,460,000	145,440	5,940,000	5,960,000	163,440	6,440,000	6,460,000	181,440	6,940,000	6,960,000	199,440
5,460,000	5,480,000	146,160	5,960,000	5,980,000	164,160	6,460,000	6,480,000	182,160	6,960,000	6,980,000	200,160
5,480,000	5,500,000	146,880	5,980,000	6,000,000	164,880	6,480,000	6,500,000	182,880	6,980,000	7,000,000	200,880
5,500,000	5,520,000	147,600	6,000,000	6,020,000	165,600	6,500,000	6,520,000	183,600	7,000,000	7,020,000	201,600
5,520,000	5,540,000	148,320	6,020,000	6,040,000	166,320	6,520,000	6,540,000	184,320	7,020,000	7,040,000	202,320
5,540,000	5,560,000	149,040	6,040,000	6,060,000	167,040	6,540,000	6,560,000	185,040	7,040,000	7,060,000	203,040
5,560,000	5,580,000	149,760	6,060,000	6,080,000	167,760	6,560,000	6,580,000	185,760	7,060,000	7,080,000	203,760
5,580,000	5,600,000	150,480	6,080,000	6,100,000	168,480	6,580,000	6,600,000	186,480	7,080,000	7,100,000	204,480
5,600,000	5,620,000	151,200	6,100,000	6,120,000	169,200	6,600,000	6,620,000	187,200	7,100,000	7,120,000	205,200
5,620,000	5,640,000	151,920	6,120,000	6,140,000	169,920	6,620,000	6,640,000	187,920	7,120,000	7,140,000	205,920
5,640,000	5,660,000	152,640	6,140,000	6,160,000	170,640	6,640,000	6,660,000	188,640	7,140,000	7,160,000	206,640
5,660,000	5,680,000	153,360	6,160,000	6,180,000	171,360	6,660,000	6,680,000	189,360	7,160,000	7,180,000	207,360
5,680,000	5,700,000	154,080	6,180,000	6,200,000	172,080	6,680,000	6,700,000	190,080	7,180,000	7,200,000	208,080
5,700,000	5,720,000	154,800	6,200,000	6,220,000	172,800	6,700,000	6,720,000	190,800	7,200,000	7,220,000	208,800
5,720,000	5,740,000	155,520	6,220,000	6,240,000	173,520	6,720,000	6,740,000	191,520	7,220,000	7,240,000	209,520
5,740,000	5,760,000	156,240	6,240,000	6,260,000	174,240	6,740,000	6,760,000	192,240	7,240,000	7,260,000	210,240
5,760,000	5,780,000	156,960	6,260,000	6,280,000	174,960	6,760,000	6,780,000	192,960	7,260,000	7,280,000	210,960
5,780,000	5,800,000	157,680	6,280,000	6,300,000	175,680	6,780,000	6,800,000	193,680	7,280,000	7,300,000	211,680
5,800,000	5,820,000	158,400	6,300,000	6,320,000	176,400	6,800,000	6,820,000	194,400	7,300,000	7,320,000	212,400
5,820,000	5,840,000	159,120	6,320,000	6,340,000	177,120	6,820,000	6,840,000	195,120	7,320,000	7,340,000	213,120
5,840,000	5,860,000	159,840	6,340,000	6,360,000	177,840	6,840,000	6,860,000	195,840	7,340,000	7,360,000	213,840
5,860,000	5,880,000	160,560	6,360,000	6,380,000	178,560	6,860,000	6,880,000	196,560	7,360,000	7,380,000	214,560
5,880,000	5,900,000	161,280	6,380,000	6,400,000	179,280	6,880,000	6,900,000	197,280	7,380,000	7,400,000	215,280
5,900,000	5,920,000	162,000	6,400,000	6,420,000	180,000	6,900,000	6,920,000	198,000	7,400,000	7,420,000	216,000

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

第三条 地方道路譲与税法の一部改正	
第三条第一項の表を次のように改める。	
譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
(石油ガス譲与税法の一部改正)	
第四条 石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。	
第三条第一項の表を次のように改める。	
譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
(自動車重量譲与税法の一部改正)	
第五条 自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)の一部を次のように改正する。	
譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十月から翌年の一月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
(航空機燃料譲与税法の一部改正)	
第六条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。	
第三条第一項の表を次のように改める。	
譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額



昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報

事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお從前の例による。

に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条の八第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十二条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した又は納付すべきであった市町村民税についても、なお従前の例による。

第三百二十九条、第三十二条の規定による改正後の地方税法第三百二十八条の三及び別表第二の規定は、昭和六十年一月一日以後に支払うべき退職手当等同法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じくに係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例によ

## 第二条の規定による改正後の地方税法の規定

中個人の市町村民税に関する部分（同法第三百二十八条の三及び別表第二の規定を除く。）は、昭和六十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。  
（固定資産税に関する経過措置）

及び第三百四十九条の三第八項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年法律第七十五号）による日本自動車ターミナル株式会社が昭和五十五年一月二日から昭和五

十八年一月一日までの間に取得した旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産並びに同日までに自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百三十六号）第六条第二項の認可を受けた工事の施行により昭和五十八年一月二日以後に取得した旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産（以下この項において「認可工事に係る家屋及び償却資産」という。）に対し

昭和五十六年一月一日から昭和五十八年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する家屋及び償却資産に対し課する固定資産税については、なお前前の例によ

6 昭和五十八年一月一日までに取得された旧法  
附則第十五条第二十項に規定する機械及び装置

に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

**第十五条** 新法第四百四十四条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和五十八年度分までの軽自動車税については、なるる前項の例による。

2 旧法附則第三十条の二第一項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和五十八年度分の軽自動車税については、なお從

前の例による。  
**(電氣税に関する経過措置)**  
第十六条 新法第四百八十九条第一項の規定は、

昭和五十九年六月一日以後に使用する電気に対する課すべき電気税（特別徴収に係る電気税）につきは、同日以後に収納すべき料金に係るもの

の)について適用し、同日前に使用した電気に  
対して課する電気税(特別徴収に係る電気税に  
あつては、同日前に収納した又は収納すべきで

（特別土地保有税に関する経過措置）  
あつた料金に係るもの）については、なお從前の例による。

三九四

の規定（土地に對して課する特別土地保有税に  
關する部分に限る。）は、昭和五十九年度以後の  
年度分の土地に對して課する特別土地保有税に  
ついて適用し、昭和五十八年度分までの土地に  
對して課する特別土地保有税については、なお  
従前の例による。

2 新法第五百八十六条第一項第八号の二の規定（土地の取得に対する課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取

得に対する課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対し課する特別土地保有税については、なお従前の例による。  
(国民健康保険税に関する経過措置)

**第十八条** 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十八年度分までの国民健康保険税については、なる並前の例による。

**2 旧法附則第三十三条の規定により読み替えて適用される同法第七百三条の五の規定による昭和五十八年度分の国民健康保険税の減額について**

(都の特例に関する経過措置)  
第十九条 新法第七百三十四条第三項の規定は、  
ては、なお従前の例による。

施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十二条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日

前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

に終了する事業年度に係る新法第七百三十四条  
第三項において準用する新法第三百二十二条の  
八第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項

(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により

右の種に係る由生書を提出する義務が課される法人  
が、新法第七百三十四条第三項において準用す  
る新法第三百二十二条の八第一項の規定により

当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合は、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した又は納付すべきであつた都民税についてはなお従前の例による。

## (都市計画税に関する経過措置)

第二十一条 昭和五十八年三月三十日までに建設された旧法附則第十五条第二項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前例による。

2 昭和五十六年一月一日から昭和五十八年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前例による。

## (事業所税に関する経過措置)

第二十二条 新法附則第三十二条の三第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十九年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき新法第七百一十条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税(以下この条において「事業に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び昭和五十九年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

## (国際科学技術博覧会に関する経過措置)

第二十三条 新法附則第三十七条第一項(法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項若しくは第三百二十二条の八第五項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日

以後に終了する事業年度分の法人の事業税及びする法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前に解散又は合併による清算所得に対する事業

は、次の表の上欄に掲げる時期とし、同項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれ同表の下欄に定める額とする。

八月	当該年度の初日の属する年の八月から十一月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
十二月	当該年度の初日の属する年の八月から十一月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
六月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
六月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

に定める額とする。

欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

八月	当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき石油ガス税の収入額との差額を同年の四月から七月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額
十二月	当該年度の初日の属する年の八月から十一月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の四分の一に相当する額

第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

六月	当該年度の初日の属する年の三月において収納すべき石油ガス税の収入額との見込額の五分の四に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の四月及び五月における収納に係る石油ガス税の収入額との見込額の五分の三に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額

4 前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度分の石油ガス譲与税に係る新石油ガス譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十一年度分の石油ガス譲与税にあつては前項の表中「五分の四」とあるのは「五分の三」と、「五分の三」とあるのは「五分の二」と、昭和六十一年度分の石油ガス譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「収入額と同年の三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。  
(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第五条の規定による改正後の自動車重量譲与税法(以下「新自動車重量譲与税法」とい

う。)第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の自動車重量譲与税について適用し、昭和五十九年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年度分の自動車重量譲与税については、前項の規定にかわらず、新自動車重量譲与税法第三条第一項の表の上欄に掲げる譲与時期は、次の表の上欄に掲げる時期とし、同項の表の下

八月	当該年度の初日の属する年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額との差額を同年の四月から六月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の四分の一に相当する額
十二月	当該年度の初日の属する年の七月から十月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額との差額を同年の四月に相当する額の四分の一に相当する額

3 昭和六十一年度分の自動車重量譲与税については、第一項の規定にかわらず、新自動車重量譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

六月	当該年度の初日の属する年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額との見込額の五分の四に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の四月及び五月における収納に係る自動車重量税の収入額との見込額の五分の三に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の六月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額

4 前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度分の石油ガス譲与税に係る新石油ガス譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十一年度分の石油ガス譲与税にあつては前項の表中「五分の四」とあるのは「五分の三」と、「五分の三」とあるのは「五分の二」と、昭和六十一年度分の石油ガス譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「収入額と同年の三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。  
(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条の規定による改正後の自動車重量譲与税法(以下「新自動車重量譲与税法」とい

う。)第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の自動車重量譲与税について適用し、昭和五十九年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年度分の自動車重量譲与税については、前項の規定にかわらず、新自動車重量譲与税法第三条第一項の表の上欄に掲げる譲与時期は、次の表の上欄に掲げる時期とし、同項の表の下

六月	当該年度の初日の属する年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額との見込額の五分の四に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の四月及び五月における収納に係る自動車重量税の収入額との見込額の五分の三に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の六月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額

3 昭和六十一年度分の自動車重量譲与税については、第一項の規定にかわらず、新自動車重量譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

六月	当該年度の初日の属する年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額との見込額の五分の四に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の四月及び五月における収納に係る自動車重量税の収入額との見込額の五分の三に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の六月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額

4 前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度分の自動車重量譲与税に係る新自動車重量譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十一年度分の自動車重量譲与税にあつては前項の表中「五分の四」とあるのは「五分の三」と、「五分の三」とあるのは「五分の二」と、昭和六十一年度分の自動車重量譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは「五分の一」と、昭和六十一年度分の自動車重量譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは「五分の一」と、「収入額と同年の二月及び三月において収納すべき自動車重量税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。  
(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法(以下「新航空機燃料譲与税法」とい

う。)第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、昭和五十九年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。



現行の生命保険料控除の別枠で、年三千五百円（支払掛金を限度とする。）を所得控除する制度を設けること（昭和六十年四月一日から施行）。

(4) 個人の道府県民税及び市町村民税における障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、合計所得金額百万円（現行所得の金額八十万円）までとすること（昭和五十九年四月一日から施行）。

(5) 市町村民税の所得割の税率を次のように改めること（昭和六十年四月一日から施行、ただし、退職所得に係る分離課税については昭和六十年一月一日から施行）。

改 正 案	現 行
適用 課 税 所 得 税 率	適用 課 税 所 得 税 率
二十万円以下の金額 二・五%	三十万円以下の金額 二%
二十万円を超える金額 三%	三十万円を超える金額 三%
四十五万円 ヲ 四%	四十五万円 ヲ 四%
七十万円 ヲ 五%	七十万円 ヲ 五%
九十五万円 ヲ 六%	一百三十万円 ヲ 六%
百二十万円 ヲ 七%	一百三十万円 ヲ 七%
二百二十万円 ヲ 八%	二百三十万円 ヲ 八%

（三百七十万円を超える金額から上の部分については、現行どおり。）

(6) 道府県民税及び市町村民税の所得割の賦課制限について、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額並びに所得税額の合計額が、市町村民税の所得割に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに市町村民税の分離課税に係る所得割に係る退職所得の金額の合計額の百分の七十八（現行百分の八）を超えることがないこととなるように改めること（昭和六十年四月一日から施行）。

(7) 当分の間、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が二十九万円（現行二十七万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には九万円を加算した金額以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとすること（昭和五十九年四月一日から施行）。法人の道府県民税及び市町村民税（昭和五十九年四月一日から施行）。

法 人 等 の 区 分	標 準 稅 率
改 正 案 (年 額)	現 行 (年 額)
資本等の金額が五十億円を超える法人	七十五万円
資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人	三千万円
資本等の金額が千万円を超えて一億円以下である法人	一万円
資本等の金額が千円以下の法人等	四千円

自 動 車 稅	自 動 車 稅 及 び 輕 自 動 車 稅
資本等の金額が五十億円を超える法人	七十五万円

資本等の金額が十億円を超えて五十億円以下である法人	五十万円	二十万円
改 正 案 (年 額)	現 行 (年 額)	
資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人	十万円	四万円
資本等の金額が千万円を超えて一億円以下である法人	三万円	一万二千円
資本等の金額が千円以下の法人等	一千円	四千円

## (2) 市町村民税

法 人 等 の 区 分	標 準 稅 率	
改 正 案 (年 額)	現 行 (年 額)	
資本等の金額が五十億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人を超えるもの	三百万円	百二十万円
資本等の金額が十億円を超えて五十億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人を超えるもの	百七十五万円	七十万円
資本等の金額が十億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人を超えるもの	四十万円	十六万円
資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人以下であるもの	十五万円	六万円
資本等の金額が千円以下の法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人を超えるもの	四万円	一万六千円

なお、制限税率については、法人等の区分に応じ、標準税率に一・二を乗じて得た税率とすること。

1 自動車税

一

(三) 国際科学技術博覧会の開催に伴う特例として、国際科学技術博覧会協会等に対する住民税及び事業税、旅館における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対する料理飲食等消費税、博覧会の用に供する家屋等に対する固定資産税を非課税とする等の措置を講ずること(昭和五十九年四月一日から施行)。

非課税等特別措置の整理合理化

固定資産税に係る日本自動車ターミナル株式会社の事業用家屋等の課税標準の特例措置及び電気税の人工軽量骨材(頁岩を原料とするものに限る。)に係る非課税措置を廃止するとともに、不動産取得税等に係る課税標準の特例措置等を縮減合理化すること(電気税に

2

1 道府県民税及び市町村民税の法人税割並びに法人の事業税の一部納付後の徵収猶予制度を廃止すること（昭和五十九年四月一日から施行）。

2 地方税の取消訴訟における原告の証拠申出に関する規定、官公署等に対する協力要請の規定、個人の住民税及び事業税における帳簿書類の保存に関する規定等を整備するほか、更正又は修正申告によつて増加した税額のうち一定の部分に係る過少申告加算金額については、百分の十（現行百分の

五

日から、その他の改正は昭和五十九年四月一日から施行。  
2 徴収猶予及び納稅環境の整備  
　道府県民税及び市町村民税の法人税割並びに法人の事業税の一部納付後の徵収猶予制度を廃止すること（昭和五十九年四月一日から施行）。

車自走機及び特殊車

小型自動車		軽自動車		区分		改正案	税率(年額)
四輪以上のもの	四輪以下のもの	乗用のもの	貨物用のもの	自家用	営業用	現行	行
		自家用	自家用	七千二百円	五千五百円	二千四百円	一千六百円
		営業用	営業用	三千円	二千九百円	二千二百円	一千五百円
四千円	三千六百五十円	三千六百五十円	二千九百円	六千五百円	五千二百円	二千八百五十円	一千五百円
四千円	三千六百五十円	三千六百五十円	二千九百円	六千五百円	五千二百円	二千八百五十円	一千五百円



第二十二条第四項中「9,300円」を「12,000円」に改める。

第二十九条の二を削る。  
第六十条中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

(清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正)

第二条 清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のよう改する。

第三条第一号中「酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十一号)の施行の日から昭和五十六年一月三十日まで」を「昭和五十九年七月一日から昭和六十四年十一月三十日まで」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(近代化事業基金)  
第六条の一 中央会は、第三条第三号に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、近代化事業基金を設けることができる。

2 国は、予算の範囲内において、中央会に対し、政令で定めるところにより、前項に規定する近代化事業基金に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、同年五月一日から

施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、昭和五十九年五月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

(未納税移出等に係る経過措置)

第三条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(改正後の酒税法以下「新法」という。)の税率により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法(以下「旧法」という。)の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。

以下この条において同じ。)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定期日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

2 (未納税引取り等に係る経過措置)  
合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなる場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

3 第二十九条第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十九年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

4 第二項の規定による酒税額については、税務署長は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 第二項の規定による酒税額については、税務署長は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつけ、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第一号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付

免 除 の 規 定	酒税法第二十八条の二第一項	同法第二十八条の二第六項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項

同法第十二条第四項

同法第十三条第三項において準用する関税定率法(明治四十二年法律第五十四号)第十五条规定第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百一一号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百一一号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)

された、若しくは納付されるべき又は保稅地域から引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき酒稅額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒稅額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒稅を徵收された、又は徵收されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該酒類で酒類販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該酒類の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保稅地城から引き取られた酒類で第一項の規定による酒稅を徵收された、又は徵收されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる酒稅に係ることの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(関稅定率法の一部改正)

第七条 関稅定率法の一部を次のように改正する。

別表の付表簡易税率表第一号の品名欄中「八五〇円」を「一、〇五〇円」に、「九五〇円」を「一、一五〇円」に、「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同号の税率欄中「一、二〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「一一〇円」を「一四九円」に改める。(関稅暫定措置法の一部改正)

第八条 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三

十六号)の一部を次のように改正する。

別表第五暫定簡易税率表の品名欄中「八五〇円」を「一、〇五〇円」に、「九五〇円」を「一、一五〇円」に、「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同号の税率欄中「一、〇〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、四七円」に改める。

### 理由

最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、酒稅の従量税率を引き上げるほか、清酒等に対する従量税率のアルコール分減算の下限アルコール分を引き下げる等所要の規定の整備を行ふとともに、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒稅の確保に資するため酒造組合中央会の事業の範囲等について所要の改正を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒稅法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

### 議案の要旨及び目的

本案は、最近における厳しい財政事情、酒稅の負担状況等に顧み、酒稅の税率を引き上げるほか、制度の整備合理化を行うとともに、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒稅の確保に資するため酒造組合中央会の事業の範囲等について所要の改正を行おうとするものである。

(一) 酒稅法の一部改正

1 従量税率の引上げ等

酒稅の従量税率について、清酒の基準アルコール分を見直した上、次のように税率を引き上げる。

種類	類	(各一キロリットル当たり 単位 円)	
		現行	改正案
清酒	特級	(アルコール分一六度 五〇九三〇〇)	(アルコール分一五度 五七〇六〇〇)
	一級	(アルコール分一五・五度 二四五二〇〇)	(アルコール分一五度 二七九五〇〇)
	二級	(アルコール分一五度 九四〇〇〇)	(アルコール分一五度 一〇七九〇〇)
合成清酒(アルコール分一五度)		七八、六〇〇	八一、六〇〇
果実酒(エキス分が七度以上のもの等)	ショウチャウヤウ甲類(アルコール分二五度)	五八、五〇〇	五〇、九〇〇
ビール	ショウチャウ乙類(アルコール分二五度)	四〇、九〇〇	二〇〇、一〇〇
果実酒(右記以外のもので一定金額を超えるもの)	二三九、一〇〇	二三九、一〇〇	二三九、一〇〇
果実酒(その他のもの)	四四、九〇〇	四九、四〇〇	四九、七〇〇
甘味果実酒(アルコール分一二度)	三七、〇〇〇	四九、七〇〇	一一七、三〇〇
ウイスキー類	一一八、八〇〇	一五九、八〇〇	一五九、八〇〇
スピリッツ類	九〇、五〇〇	四九、七〇〇	一一七、三〇〇
特級(アルコール分四三度)	一、七五五、三〇〇	二、〇九八、一〇〇	二、〇九八、一〇〇
一級(アルコール分四〇度)	八一〇、八〇〇	一、〇一一、四〇〇	一、〇一一、四〇〇
二級(アルコール分三七度)	二三八、四〇〇	二九六、二〇〇	二九六、二〇〇
性状がウイスキー類類似のもの(アルコール分四三度)	一、七五五、三〇〇	二、〇九八、一〇〇	二、〇九八、一〇〇
性状がウイスキー類類似のもの(アルコール分四〇度)	八一〇、八〇〇	一、〇一一、四〇〇	一、〇一一、四〇〇
性状がウイスキー類類似のもの(アルコール分三七度)	二三八、四〇〇	二九六、二〇〇	二九六、二〇〇
其他のもの(アルコール分三七度)	二七九、三〇〇	三六一、八〇〇	三六一、八〇〇
アルコール分一五度以上でエキス分二一度以上のもの(アルコール分一五度)	二八三、〇〇〇	三六七、〇〇〇	三六七、〇〇〇
其他のもの(アルコール分一二度)	九〇、五〇〇	一一七、三〇〇	一一七、三〇〇

発泡酒(麦芽重量割合が六七%以上のもの)	一一〇、一〇〇	二三九、一〇〇
発泡酒(麦芽重量割合が二五%以上六七%未満のもの)	一三七、七〇〇	一大四、五〇〇
発泡酒(その他のもの)	七五、三〇〇	八九、九〇〇
粉末酒	二九四、三〇〇	三八一、三〇〇
その他の雑酒(アルコール分一二度)	九〇、五〇〇	一一七、三〇〇

なお、アルコール度数による加算・減算税率を右記に準じて引き上げ、発泡性を有する酒類の加算税率を一二、〇〇〇円(現行九、三〇〇円)に引き上げる。

(注) 改正案の清酒特級及び一級のアルコール分一六度の税率は、右記税率にアルコール分一度当たりの加算税率が加えられるので各一キロリットル当たり特級六〇八、六四〇円、一級二九八、一四〇円となる。

2 制度の整備合理化  
清酒、合成清酒等についてアルコール度数による減算税率が適用されるアルコール度数の下限を八度(現行一〇度)に引き下げる等制度の整備合理化を図る。

### 3 その他

(1) 昭和五十九年五月一日において、税率の引上げが行われる酒類を酒類の製造場又は保税地域以外の場所で、一定数量以上所持する者(酒類の製造者及び酒類販売業者のか、料理飲食店等を含む。)に対する等の規定の整備を図る。

(2) その他所要の規定の整備を図る。

(1) 清酒製造業の安定に関する特別措置法の一  
部改正  
次により酒造組合中央会の事業範囲の拡大等を因る。  
昭和五十九年七月一日から昭和六十四年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止

発泡酒(麦芽重量割合が六七%以

上六七%未満のもの)

発泡酒(その他のもの)

粉末酒

その他の雑酒(アルコール分一二度)

一一〇、一〇〇 二三九、一〇〇

九〇、五〇〇 一一七、三〇〇

二九四、三〇〇 三八一、三〇〇

七五、三〇〇 八九、九〇〇

一三七、七〇〇 一六四、五〇〇

九〇、五〇〇 一一七、三〇〇

二九四、三〇〇 三八一、三〇〇

七五、三〇〇 八九、九〇〇

一一七、三〇〇 一六四、五〇〇

九〇、五〇〇 一一七、三〇〇

二九四、三〇〇 三八一、三〇〇

七五、三〇〇 八九

第二種の物品若しくは第二種の物品の製造場につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官又は税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 国税庁長官又は税務署長は、第一項又は第二項の承認を受けた者について物品税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項又は第二項の承認を受けた者は、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を国税庁長官又は第二項の承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第十条に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、第二種の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品の製造者が、他の者からの委託を受けた場合に、当該物品のうち、当該委託をした者(当該委託をした者が他の者から委託を受けた者である場合に、最初の委託をした者をいう。)により販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律を適用しない。

5 第二項の規定に該当する場合を除き、第二種の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品の製造者が、他の者からの委託を受けた場合に、当該物品のうち、当該委託をした者(当該委託をした者が他の者から委託を受けた者である場合に、最初の委託をした者をいう。)により販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律(第七条 第八条 第三十五条 第三十六条 第三十七条第二号及び第四十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

### (未納税移出に関する特例)

第十七条の二 前条第一項の規定に該当する第二種の課税物品の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合に

おいて、同項の移出をした第二種の物品の製造書(当該申告書の提出期限内に提出するものに

限る。)に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該物品が前条第一項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

1 当該物品の移出をした者と当該物品を当該場所へ移入をした者が同一である場合(第七条第一項の規定の適用があることにより当該移出をした者と当該移入をした者が同一である場合を除く。)における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののはか、継続的に当該物品が移入される当該場所で、政令で定めるところにより、当該物品の移出をする

三 第一項第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する物品を継続して移入する

四 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実が

を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は物品

税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなりたときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に必要な事項は、政令で定めたときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

第二十一条第一項及び二十四条第一項中「第八条の二」を「第八条の二第一項」に改める。

別表第七号の税率欄中「一七・五%」を「一八・五%」、「一五・五%」を「一五・五%」に改め、同号中「五乗用兼用貨物自動車(6から9までに掲げるものを除く。)

5 乗用兼用貨物自動車(6から9までに掲げるものを除く。)

8 軽乗用兼用貨物自動車(電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートルのうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものを除く。)

8 メートル以下、幅が一四〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものを除く。)

8 メートル以下、幅が一四〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものを除く。)

五・五%

タル式の音声再生機用又は」に、「10及び15」を「10及び17」に改め、同号中

15

マイクロホン、ラジ  
の又は幅若しくは高さ  
収容されたものでは、高さ  
声用増幅器(10)に掲げ  
に掲げるものを除く。

域から引き取られるものについては、物品税を課さない。

才受信機（マイクロホンミキサーを有するものが九〇セントメートル以上の金属製ケーブルの出力が二五ワット以上ものに限る。）拡張のものを除く。及びスピーカーシステム（11

用又は円盤式映像プレーヤー用のコード  
磁気テープ(マイクロホンミキサーとしての  
幅若しくは高さが九〇センチメートル以上の  
機)オフセット信機(マイクロホンミキサーとしての  
用増幅器、グラフィックイコライザー及び  
用(10に掲げるものを除く)並びにスピーカーの  
ものを除く)。

別表第一号の品目欄中「ハモンドオルガン及び電子オルガンその他の電子楽器、電気音源機用の演奏用操作機」に改める

第一条 この

**第一条** この法律は、昭和五十九年四月一日  
五月一日から施行する。

## (一般的經過措置)

**第二条** この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前に課した、又は課すべきであつて

た物品税については、なお従前の例による

(第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合の承認に係る経過措置)

**第三条** 改正前の物品税法(以下「旧法」という。)第八条の二の規定による申認を受けている第一種の

物品の製造者については、当該製造者の製造に係る第二種の物品は改正後の物品税法(以下「新法」といふ)の適用を受け、新法による課税がなされる。

という。第八条の二第一項の国税庁長官の承認を受けた品名に属する物品と、当該製造者の第二種の

場と  
旧法第八条の二の税務署長の承認を受けている廃置場は新法第八条の二第一項の税務署長

承認を受けた第一種の物品の製造場とみなす  
（第一回三葉院）

(暫定的非課稅)

第四条 次の表の物品名相に掛ける物品の運送 明治三十九年四月一日(附見第一号)に於て行

昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 物品税法の一部を改正する法律案及び同報告書

物	品	名	期	日
1 新別表(以下「新別表」という。)第二種第八号5に掲げる物品のうち、ぱちんこ機の遊技盤面及び遊技玉若しくはメダルの送り出し機構又は遊技盤面を含む部分品ユニット並びにサーフボードのボード及びボードを含む部分品ユニット	2 新別表第二種第八号8に掲げる物品のうち、セーリングボードのボード及びボードを含む部分品ユニット	昭和五九年九月三〇日	昭和五九年九月三〇日	昭和五九年九月三〇日
3 新別表第二種第八号9に掲げる物品	4 新別表第二種第九号6に掲げる物品のうち、電磁調理器	昭和五九年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日
5 新別表第二種第九号13に掲げる物品(旧別表(以下「旧別表」という。)第二種第九号7に掲げる電気洗たく機のうち、旧法において課税物品に該当することとされていたものを除く。)	6 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、凹盤式映像プレイヤー	昭和五九年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日
7 新別表第二種第一〇号6に掲げる物品のうち、衛星放送受信用として政令で定めるもの	8 新別表第二種第一〇号8に掲げる物品のうち、デジタル式の音声再生機(アンサンブル式のデジタル式音声再生機用レコード演奏装置を含む。)及び音声再生機用レコードのプレーヤー	昭和六三年三月三一日	昭和六一年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日
9 新別表第二種第一〇号10に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号10に掲げる物品に該当しないもの	10 新別表第二種第一〇号12に掲げる物品のうち、デジタル式の音声再生機用のレコード	昭和五九年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日
11 新別表第二種第一〇号15に掲げる物品	12 新別表第二種第一〇号16に掲げる物品	昭和六一年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日	昭和六一年九月三〇日
13 新別表第二種第一〇号17に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号15に掲げる物品に該当しないもの	14 新別表第二種第一〇号18に掲げる物品	昭和五九年九月三〇日	昭和六年九月三〇日	昭和六年九月三〇日
15 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号5に掲げる物品に該当しないもの	(税率の暫定的軽減)	昭和五九年九月三〇日	昭和六年九月三〇日	昭和六年九月三〇日

物 品 名	期 間	税 率
1 新別表第二種第七号3に掲げる物品	昭和五九年五月一日から昭和五九年九月三〇日まで	一七・五%
2 前条の表の物品名欄1に掲げる物品	昭和六〇年九月三〇日まで	一〇%
3 前条の表の物品名欄2、3及び12に掲げる物品	昭和六〇年一〇月一日から昭和六一年九月三〇日まで	一五%
4 前条の表の物品名欄4、6、8及び10に掲げる物品	昭和五九年一〇月一日から昭和六〇年九月三〇日まで	五%
5 附則第九条第一項第三号に掲げる物品	昭和六二年一〇月一日から昭和六三年九月三〇日まで	一〇%
6 前条の表の物品名欄7に掲げる物品	昭和六二年九月三〇日まで	五%
7 前条の表の物品名欄9及び15に掲げる物品	昭和六二年一〇月一日から昭和六三年九月三〇日まで	一〇%
8 前条の表の物品名欄11に掲げる物品	昭和六四年三月三一日まで	七・五%
昭和六〇年一〇月一日から昭和六一年九月三〇日まで	五%	一〇%
昭和六一年一〇月一日から昭和六二年九月三〇日まで	五%	一〇%



昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 物品稅法の一部を改正する法律案及び同報告書

附則第四条の表の物品名欄10に掲げる 物品	附則第四条の表の物品名欄11に掲げる 物品のうち、磁気映像プレイヤー用の レコード
附則第四条の表の物品名欄11に掲げる 物品のうち、円盤式映像プレーヤー用の レコード	附則第四条の表の物品名欄12に掲げる 物品のうち、録音用の磁気テープ
附則第四条の表の物品名欄12に掲げる 物品のうち、録画用の磁気テープ	附則第四条の表の物品名欄13に掲げる ザイ
附則第四条の表の物品名欄13に掲げる 物品のうち、マイクロホンミキサー	附則第四条の表の物品名欄14に掲げる 物品
附則第四条の表の物品名欄15に掲げる 物品	前項の規定による物品税額については

署長は、同項の表の期日欄に掲げる日の区分に応じ、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、それぞれ同表の期日欄に掲げる日の属する月の翌月の一日から起算して五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徵収する。

4 同項の規定に該当するものの貯蔵場所こととし、  
当該物品の品名並びに当該品名との数量及び  
価額その他政令で定める事項を記載した申告書  
を、当該物品が同項の規定により製造場から移  
出されたものとみなされた日から起算して一月  
以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長  
に提出しなければならない。

第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の

第一項の表の物品名欄に掲げる物品と同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻

し入れられた場合（物品税法第二十八条第三項の廢棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることをつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなじ、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

（罰則に係る経過措置）

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる物品税に係ることの法律の施行後にした行為に対

する罰則は、最近における厳しい財政事情、消費の実態、課税物品相互間の負担の権衡等に顧み、物品税の課税対象の追加及び税率の引上げを行うほか、衛星放送受信用テレビジョンチューナーの課税の特例措置を講ずるとともに、納税手続を簡素化する等制度の整備合理化を行おうとするものである。

（二）税率の引上げ

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（一）議案の要旨及び目的

本案は、最近における厳しい財政事情、消費の実態、課税物品相互間の負担の権衡等に顧み、物品税の課税対象の追加及び税率の引上げを行なうほか、衛星放送受信用テレビジョンチューナーの課税の特例措置を講ずるとともに、納税手続を簡素化する等制度の整備合理化を行おうとするものである。

（一）課税対象の追加

次の物品を新たに課税対象に加え、次のとおり税率を定める。

品名	税率	現行	改正案
電気洗濯機（全自动電気洗濯機を除く。） ばらんこ機の遊技盤面及び遊技玉若しくはメダルの送り出し機構又 セーリングボードのボード及びボードを含む部分品ユニット並びに サーフボード	10%	10%	10%
ハンググライダー及びその翼並びにモーターハンググライダー並び にその翼及び着座装置	10	10	10
ステレオ式のグラフィックライザー及びマイクロホンミキサー	15	15	15
録音用又は録画用の磁気テープ グラフィック有ゴライザー及びマイクロボンミキサー（ステレオ式のものを除く。）	10	10	10
（注）（1）右記の改正は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、右記（1）の改正（税率引 上げ）については、同年五月一日から施行する。 (2) 右記（1）の物品（課税対象追加物品）のうち、（1）及び（2）に掲げる物品については、昭和六十 九年九月三十日（1）に掲げる物品については、昭和六十一年九月三十日まで非課税とする			

（三）電磁調理器  
樂音発生用電氣音源機及び電子樂器用又は樂音発生用電氣音源機用の演奏用操作機  
円盤式映像プレーヤー  
デジタル式の音声再生機及び音声再生機用レコードのプレーヤー  
磁気テープ等を新たに物品税の課税対象に加えるとともに小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行なは、納税手続を簡素化する等所要の規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（四）税率の引上げ

次回の物品の税率を引き上げる。





項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（当該委託をする者が新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

7 第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から昭和五十九年七月三十日までの間に相続があつた場合において、当該相続によりガス状炭化水素の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、新法第二十条第四項の規定による申告については、そのガス状炭化水素の採取場ごとに、当該相続のあつた日から指定日の前日までの間に、その旨を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（当該相続に係る被相続人が新法第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときあつては、その承認を受ける場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとす。

8 前項の規定は、法人が合併によりガス状炭化水素の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

9 新法第二十条第一項前段、第三項又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び新法第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項（前項において準用する場合を含む。）に規定する者で指定日の前日までにガス

状炭化水素の採取を廃止し、又はガス状炭化水素の採取の委託をしないこととなるものについて

は、それぞれ適用しない。

7 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽った者（新法第六条の二の規定の適用を受けている者を除く。）は、五万円以下の罰金又は料料に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の罰金刑を科する。

（罰則に係る経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる右

油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとされる。

（災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部改正）

第七条 灾害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「原油若しくはトランプ類」を「原油若しくはガス状炭化水素若しくはトランプ類」に、「原油については原油」を「原油又はガス状炭化水素については原油又はガス状炭化水素」に、「原油若しくは石油製品」を「石油、石油製品若しくはガス状炭化水素」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

（現行三・五%）に引き上げる。

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

（国税通則法の一部改正）

第十二条 国税通則法（昭和二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第六号中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

（国税通則法の一部改正）

第十六条第二項中「又は歯膏油の調製品」を

「若しくは歯膏油の調製品又は関税定率法別表

第二十七・一号に掲げる石油ガスその他のガス

状炭化水素」に改め、「石油製品」の下に「又は外

國から本邦に到着したガス状炭化水素」を加え、

同条第六項中「石油製品」の下に「又は外國から

本邦に到着したガス状炭化水素」を加える。

#### 理由

最近における厳しい財政事情及び原油価格の低下にかえりみ、今後における石油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考慮して、今次の税制改正の一環として、原油等に対する税率を引き上げるとともにガス状炭化水素を課税対象に加える必要があるからである。これが、この法律案を提出する理由である。

石油税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

#### 出)に関する報告書

##### 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における厳しい財政事情及び原

油価格の低下等に顧み、今後における石油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考

慮して、石油税の税率引き上げ及び課税対象の追

加等を行おうとするものである。

（税率の引上げ）

原油及び輸入石油製品の税率を四・七%

は石油製品又はガス状炭化水素に改める。

## 丁 課税対象の追加等

ガス状炭化水素(液化したもの)を除く、本邦において石油精製等により得られるものを除く。)を課税対象に追加し、その税率を1・1%とする。

自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取する者が採取する当該ガス状炭化水素につきては、採取の開発等の申告の規定を除き、法の適用除外とする。

その他所要の規定の整備を図る。  
(注) 右記の改正は公布の日から施行する。  
ただし、税率の変更及びガス状炭化水素の課税に関する改正規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

なお、以上の改正による昭和五十九年度の増収額は六七〇億円である。

本案は、石油及び石油代替エネルギー対策に必要な財源の安定的な確保の要請に応じて、時宜に適する措置と認める。これを可決すべしめられたし、議決した次第である。

なれば、別紙のとおり附帯決議を付するふれ決した。

右報告する。

昭和五十九年三月二十六日  
大蔵委員長 瓦 力

衆議院議長 福永 健司殿  
〔別紙〕

石油税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、次の事項について配意すべきである。

## 一 酒税制度について、酒類の消費の実態等を踏まえ、酒類間の税負担格差の縮小、級別制度等

の問題について、やむに検討するほか、税額の一層の向上を図るために方策を検討し、武質の酒が供給されるよう努めるべし。

一 清酒が伝統ある民族酒であることにかんがみ、清酒製造業に対し、原料事情の特殊性、業態の特異性に留意しつゝ、指導・育成に努める」とともに、その基本的振興対策につき同様の検討するべし。

一 今回の酒税の改定が小売価格の不当な値上げにつながらないよう十分に指導するほか、公正な取引を図るため、必要に応じ所要の措置を講ずるよう努めるべし。

一 物品税の基本的性格及び課税のあり方にござりて、不當の検討を行つていただき、課税範囲、税率のバランス等に配意するとの筋を示す。

一 石油に対する課税は複雑になつてゐるが、社会経済情勢等の推移に因つては、その一方につきては、便益を如何に図るかの検証がある。

一 わが国経済・国民生活にとってエネルギーコスト低減が重要な政策目標であることを十分認識するべし。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件 放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和59年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。																													
〔別冊〕																													
日本放送協会昭和59年度収支予算、事業計画及び資金計画																													
昭和59年度収支予算																													
予算総則																													
第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和59年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。																													
第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徵収する受信料の額は、契約種別及び支払区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。																													
この場合において、普通契約とは、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいい、カラーキャンペーンとは、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約をい。また、訪問集金とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替以外の方法による支払をいい、口座振替とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によつて行う支払をい。																													
第3条 放送法第37条第1項の規定にかかるとおりとする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約種別</th> <th>支払区分</th> <th>月額</th> <th>6か月前払額</th> <th>12か月前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通契約</td> <td>訪問集金</td> <td>680円</td> <td>3,820円</td> <td>7,480円</td> </tr> <tr> <td>カラーキャンペーン</td> <td>口座振替</td> <td>630円</td> <td>3,540円</td> <td>6,930円</td> </tr> <tr> <td>カラーキャンペーン</td> <td>訪問集金</td> <td>1,040円</td> <td>5,820円</td> <td>11,440円</td> </tr> <tr> <td>カラーキャンペーン</td> <td>口座振替</td> <td>990円</td> <td>5,570円</td> <td>10,890円</td> </tr> </tbody> </table>					契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額	普通契約	訪問集金	680円	3,820円	7,480円	カラーキャンペーン	口座振替	630円	3,540円	6,930円	カラーキャンペーン	訪問集金	1,040円	5,820円	11,440円	カラーキャンペーン	口座振替	990円	5,570円	10,890円
契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額																									
普通契約	訪問集金	680円	3,820円	7,480円																									
カラーキャンペーン	口座振替	630円	3,540円	6,930円																									
カラーキャンペーン	訪問集金	1,040円	5,820円	11,440円																									
カラーキャンペーン	口座振替	990円	5,570円	10,890円																									
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。																													

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

官 報 (号 外)

項の繰り延べができる金額を増減することができる。  
第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和 50 年度収支予算書

款項	金額
事業収入	受取人
信金収入	料入
付次務	323,722,188
収入	1,267,994
入	1,631,000
	4,431,700

資本支出充当 翌年度以降の財政安定のための繰越金	8,088,000 10,620,000
-----------------------------	-------------------------

資本	収支差金	建出	設立資産繰入額	44,000,000
		放送債券償還積立資産		105,000
		放送債券償還積立資産		5,157,000
		借入金返還		3,050,000
		借入金返還		2,651,000
				0

昭和 59 年度事業計画

昭和59年度における協会の事業運営は、新メディア時代を迎へ、新しい放送の実用化を推進しつつ、放送番組の充実に努めることとするが、受信料収入の伸びがほぼ限界に達しているため、財政上、極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況を開拓するため、今後3か年間の経営計画のもとに、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進することとし、昭和59年度において、やせを得ず、受信料月額の改定を行い、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努め、新たな放送の時代における公共放送としての役割を果すこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国をまことに受信できるよう、テレビジョンにおいては、前年度の放送衛星2号の打上げに引き続き、将来の放送継続に備えて、必要な設備の整備を取り進める。ラジオにおいては、中波放送局の増力整備を行うほか、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、新たに放送の時代を画する衛星放送の開拓にめり、放送の将来を元気にめつづれ、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 受信料負担の公平を期するため、受信料体系の見直しを行うとともに、受信料制度の周知徹底

(4) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の受け止め

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、米国の本邦開拓を行なうトレードの一環の役割の改善を努める。

(6) 調査研究については、新メディアの調査研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に貢献する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 協会の放送番組に係る著作物の複製物の作成及び協会の委託により、衛星放送用の番組の収録など放送番組を制作する事業を行う法人等に対し出資を行う。

昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件及び同報告書

3 事業運営計画

- 2 建設計画

建設計画については、新メディアの実用化のための施設の整備に129億4,300万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に131億1,000万円、演奏所の整備に2,000万円、放送番組設備の整備に123億3,600万円、研究設備の整備等に55億9,100万円、総額440億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

放送衛星について、放送衛星2号の予備機及び将来の放送継続に備えて、3号を打ち上げるために整備を取り進める。

また、テレビジョン音声多重放送の拡充等に必要な設備の整備を行う。

これらに要する経費は、129億4,300万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

大規模な宅地造成による難視及び外国電波混信に対し、補完的にテレビジョン局を8地区に建設する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しい、テレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、62億200万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

中波放送局の増力整備を行うとともに、中波放送局2局及びFM放送局3局を建設する。

また、国際放送の受信改善を図ることとし、必要な設備の整備のための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、69億800万円である。

(4) 演奏所整備計画

老朽、狭いな地方放送会館の整備を取り進める。

これに要する経費は、2,000万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

ローカル放送充実のための放送機器の整備を行うとともに、老朽の著しい中継放送用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、123億3,600万円である。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、事務用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、30億5,500万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、25億3,600万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、定時放送時間数を30分延長し、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした普適性ある放送として、早晨・夜間のニュース、報道番組の拡充、特別企画番組の積極的編

## 報 (号外)

各種教育番組を中心に編成し、生涯教育に資する番組の刷新を行う。  
ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、生活情報波としての役割を強化するため、生放送の拡充及びニュース、報道番組を充実する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、生涯教育に資する番組を中心刷新を図り、聴取者の聴取様態に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて刷新を図る。  
ローカル放送については、総合放送において、放送時間を10分拡充し1日1時間40分、第1放送において、放送時間を20分拡充し1日2時間20分、FM放送において1日1時間50分の放送時間により実施することとし、地域の特性に則した番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。

(5) 広 報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の受けとめと反映及び放送番組を軸とした視聴者サービスなど地域の特性に則したきめ細かい施策を推進する。

このため、前年度 14 億 7,097 万円に対し、9,916 万 2 千円の増額となり、総額 15 億 7,013 万 2 千円である。

衛星放送については、2チャンネルをもつて、それぞれ1日18時間の放送時間により、総合・教育両面テレビジョン番組の同時放送を中心に編成するほか、時差放送等の編成を行い、衛星放送の普及に資する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

調査研究については、複数者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送料金収支のための基礎研究や、

このため、番組関係に要する経費の総額は、588億999万6千円である。すなわち、番組制作に584億2,076万6千円、番組の編成企画その他に53億8,913万円である。

放送施設の運用維持については、衛星放送の開始等による設備の増加に対応し、効率的な保守運用を図る。

(7) 紿与

これに要する経費は、205億7,886万2千円である。  
通信施設関係については、前年度72億3,849万円に対し、1億5,695万6千円の増額となり、総額73億9,544万6千円である。  
以上により、国内放送費総額は、前年度806億368万8千円に対し、61億8,021万6千円の増額となり、総額867億8,390万4千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生  
退職手当及び福利厚生については、適正な水準の維持を図ることとするが、退職人員の減等により、前年度 334 億 636 万 7 千円に対し、10 億 8,198 万 2 千円の減額となり、総額 323 億 2,438 万 6 千円である。

(9) 一般管理  
一般管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図る。  
このため、前年度 81 億 7,380 万 3 千円に対し、7,478 万 9 千円の減額となり、総額 80 億 9,901

ラジオ・マジック番組、各地域の特殊性に則った番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と改善に寄与とともに、海外中継放送の拡充など一層の受信の改善に努める。

10 減価償却費、財務費及び予備費  
減価償却費 269 億円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費 53 億 4,104 万 5 千円及び  
予備費 25 億円を計上する。

契約収納  
受信料負担の公平を期するため、受信料体系の見直しを行うとともに、受信料制度の周知徹底により、受信料の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、前年度333億1,050万6千円に対し、25億7,843万9千円の増額となり、総額358億8,894万5千円である。

（2）事業収支差金  
事業収支差金187億800万円について、このうち、債務償還のため78億3,800万円がア

国際放送の受信改善のために2億5,000万円合計で80億8,800万円を事業収支差金受入れに計上し、106億2,000万円を翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べる。

#### 4 受信契約件数

##### (1) 普通契約

###### ア 有料契約見込件数

区	分	昭和 59 年度	昭和 58 年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		2,089,000	2,189,000	△	100,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		375,000	425,000	△	50,000
年 度 内 解 約 件 数		475,000	525,000	△	50,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△	100,000	100,000	△	0
イ 受信料免除見込件数					

#### (外 司) 沖縄

51

(参考1)

###### 有料契約見込総数

区	分	普通 契 約	カ ラ - 契 約	契 約 総 数
年 度 初 頭 契 約 件 数		2,089,000	27,912,000	30,001,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	100,000	530,000	430,000
年 度 末 契 約 件 数		1,989,000	28,442,000	30,431,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

###### (参考2) 支払区分別受信契約件数

###### (1) 普通契約

区	分	訪 問 集 金	口 座 振 替	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数		1,288,000	801,000	2,089,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	110,000	10,000	100,000
年 度 末 契 約 件 数		1,178,000	811,000	1,989,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪 問 集 金	口 座 振 替	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数		28,000	0	28,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△	1,000	0	1,000
年 度 末 契 約 件 数		27,000	0	27,000

###### イ 受信料免除見込件数

区	分	昭 和 59 年度	昭 和 58 年度	増	減
年 度 初 頭 免 除 件 数		244,000	286,000	△	42,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数		18,000	7,000	△	11,000
年 度 内 解 約 件 数		51,000	49,000	△	2,000
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△	33,000	42,000	△	9,000

###### (2) カラー契約

###### ア 有料契約見込件数

区	分	昭 和 59 年度	昭 和 58 年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		27,912,000	27,362,000	△	550,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		2,189,000	2,147,000	△	39,000
年 度 内 解 約 件 数		1,656,000	1,597,000	△	59,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△	530,000	550,000	△	20,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

3

区 分	訪 問	集 金	口 座	振 轉	合 計
年 度 初 剩 契 約 件 数	198,000		4,000		202,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	4,000		2,000		6,000
年 度 未 契 約 件 数	202,000		6,000		208,000

卷之三

上記の要員数は、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内200人の減員を見込んだのである。

## 報 (号外)

## 1 資金計画の概要 昭和 59 年度收支 金等による入金総額

還等による出金総額 3,605 億 7,647 万 6 千円をもつて施行する。

受信料については、受信料収入予算3,287億2,218万8千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額3,203億8,484万6千円を予定する。

放送債券については、60億円発行による入金額59億7,000万円、長期借入金については、101億円を予定する。

このほか、固定資産売却収入23億5,900万円、放送債券償還積立資産の戻入れ30億5,000万円、

以上により入金額は、総額3,610億9,160万円である。  
59億5,276万円を見込む。

(参考) 貢金の需要及び調達の四半期別見込は、表のとおりである。

事業経費 2,790 億 5,963 百 7 千円、建設経費 440 億円、放送債券の償還 30 億 5,000 万円、長期借入金の返還 26 億 8,100 万円、出資 1 億 500 万円、放送債券償還積立資産への繰入れ 51 億 5,700 万円、有価証券の購入 187 億 5,000 万円、支払利息その他の出金 77 億 7,363 万 9 千円を合わせて出金額は、総額 33,605 億 7,647 万 6 千円である。

日本放送協会昭和59年度収支予算、事業費計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和59年度収支

予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和 59 年 2 月

郵政大臣  
日本放送協会昭和 59 年度收支予算、事業計画及び資金計画に対する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和 59 年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

なお、受信料率の改定については、受信料収入の伸びがほぼ限界に達している反面、事業支出は権力その抑制に努めても増加が避けられない現状において、協会の財政基盤の安定を図り、公共放送機関としての社会的使命を果たすためには、この際やむを得ないものと考える。

協会は、受信者に負担の増加を求めるを得ない厳しい現下の経営の実態を認識し、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配意するとともに、ニューメディア時代に向けて協会の経営の在り方については引き続き検討を進めるべきである。

#### 記

1 協会は、その運営が受信者の負担する受信料を基盤としていることを改めて認識し、業務運営体制の見直し、要員の一層の効率化等経営の合理化を徹底するとともに、極力経費の節減に努めること。

2 協会は、受信料収入の確保及び負担の公平の観点から、口座振替制度の積極的活用等一層効率的な営業活動に努めること。

3 協会は、衛星放送の実施に当たっては、テレビジョン放送の離脱解消を図ることを基本としつつ、新しい放送技術の開発実験その他衛星放送の普及、発達に資するよう配意すること。

4 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、引き続きその受信改善に努めること。

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和 59 年度收支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第 37 条第 2 項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつてある。

放送法第 37 条第 2 項の規定による

11 本件の要旨

承認を求める件(内閣提呈)に関する報告書

收支予算是、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算經理の準則を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画

予算、事業計画及び資金計画について、放送法第 37 条第 2 項の規定に基いて、國体の承認本件は、日本放送協会の昭和五十九年度收支

予算、事業計画及び資金計画について、放送法第 37 条第 2 項の規定に基いて、國体の承認本件は、「おおむね適切なもの」と認められるものである。

なお、本件は、「おおむね適切なもの」と認められるものである。

なお、本件は、「おおむね適切なもの」と認められるものである。

丁 受信料の額を次の表のとおり改定する。

契約種別	支払区分	改定期額		現行	
		月額	六か月前払額	月額	六か月前払額
普通契約	訪問集金	500円	3,000円	4,800円	30,000円
普通契約	口座振替	500円	3,000円	4,800円	30,000円
カラー契約	訪問集金	1,050円	6,300円	11,250円	67,500円
カラー契約	口座振替	500円	3,000円	4,800円	30,000円

なお、沖縄県などは、特例措置により次の表のとおり改定する。

契約種別	支払区分	改定期額		現行	
		月額	六か月前払額	月額	六か月前払額
普通契約	訪問集金	500円	3,000円	500円	3,000円
普通契約	口座振替	500円	3,000円	500円	3,000円
カラー契約	訪問集金	500円	3,000円	500円	3,000円
カラー契約	口座振替	500円	3,000円	500円	3,000円

(二) 収支予算の見積りは次のとおりである。

(事業収支)

事業収入	三六、三三六億八八八万一千円
事業支出	三一、一四九億八八八万二千円
事業収支差金	一八七億八〇〇万円

(資本収支)

資本収入	五四九億九、三〇〇万円
資本支出	五四九億九、三〇〇万円
資本収支差金	〇円

等を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 国内放送については、衛星放送を開始するとともに、総合テレビジョン放送の

定時放送時間の三〇分延長、ローカル放送時間の拡充等により、公正な報道と豈かなる放送番組の提供に努める。また、国際放送については、放送時間、海外中継放送等の拡充を図る。

受信改善のための建設費にそれぞれ充当し、残り一〇六億二、〇〇〇万円は、翌年度以降の財政安定のための財源としてその使用を繰り延べる。

(2) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。ま

ための施設の整備等新メディアの実用化のための施設の整備を行うほか、国際放送の受信改善のための送信設備の整備のための負担、外国電波による混信等に対応するためのテレビジョン放送局の補完的な置局、ローカル放送充実のための放送機器の整備

等を行つた次第である。

を積極的に推進し、経費の節減を図る。

(三) 有料契約件数

年度初頭契約件数を三、〇〇〇万一千件、年度内増加契約件数を四三万件、年度末契約件数を三、〇四三万一千件と見込んでいる。

右報告する。

(四) 要員計画

業務の効率化を積極的に推進して年度内に二〇〇人の減員を行い、総員を一六、三一〇人とする。

3 資金計画

五十九年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額三、六一〇億九、一六〇万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額三、六〇五億七、六四七万六千円をもつて施行する。

日本放送協会の昭和五十九年度収支予算、事

業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議

決した次第である。

なお、本件に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

〔別紙〕

通信委員長 志賀 篤

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の不偏不党と表現の自由を確保すること。

二 國際放送について、引き続き、交付金の増額を図るとともに、番組の充実と受信改善に格段の努力を払うこと。

(一) 建設計画

五十九年五月から実施予定の衛星放送の

一 協会は、衛星放送等の新メディア時代に対応するため、経営の基盤確立と効率的運営に全力を尽くすこと。

一 協会は、衛星放送の実施に当たつては、視聴者の意向を吸収して、その普及にも資する施策を進めるとともに、ローカル放送の充実についても十分配慮すること。

## 衆議院会議録第九号中正誤

△シ 段 行 誤 正  
三二 二 四 第二八号 第二八号)

昭和五十九年三月二十七日 衆議院会議録第十一号

明治二十五年三月二十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 三二〇一 (大代) 平 105  
二定  
三二〇一部

四二二一